

第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画（素案）



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

子育てや子どもの育ちをめぐる環境の変化を背景に、子どもと子育てをしている人たちに必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年8月に子ども・子育て支援法などの、いわゆる「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度、「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

これを受け国では、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和3年度までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備すること、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととしました。

本市では、平成17年度から推進してきた「小田原市次世代育成支援対策行動計画」を継承しながら、すべての子どもに良質な成育環境と、実情に応じた支援が適切に提供できるよう、平成27年度から「小田原市子ども・子育て支援事業計画」を推進してきましたが、令和元年度末に計画最終年度を迎えることから、引き続きすべての子どもに良質な成育環境を保障し、地域の実情に応じた支援が適切に提供されていくよう、子育て世帯の利用希望を把握した上で、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に対する量の見込みと提供体制の確保内容を盛り込んだ「第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

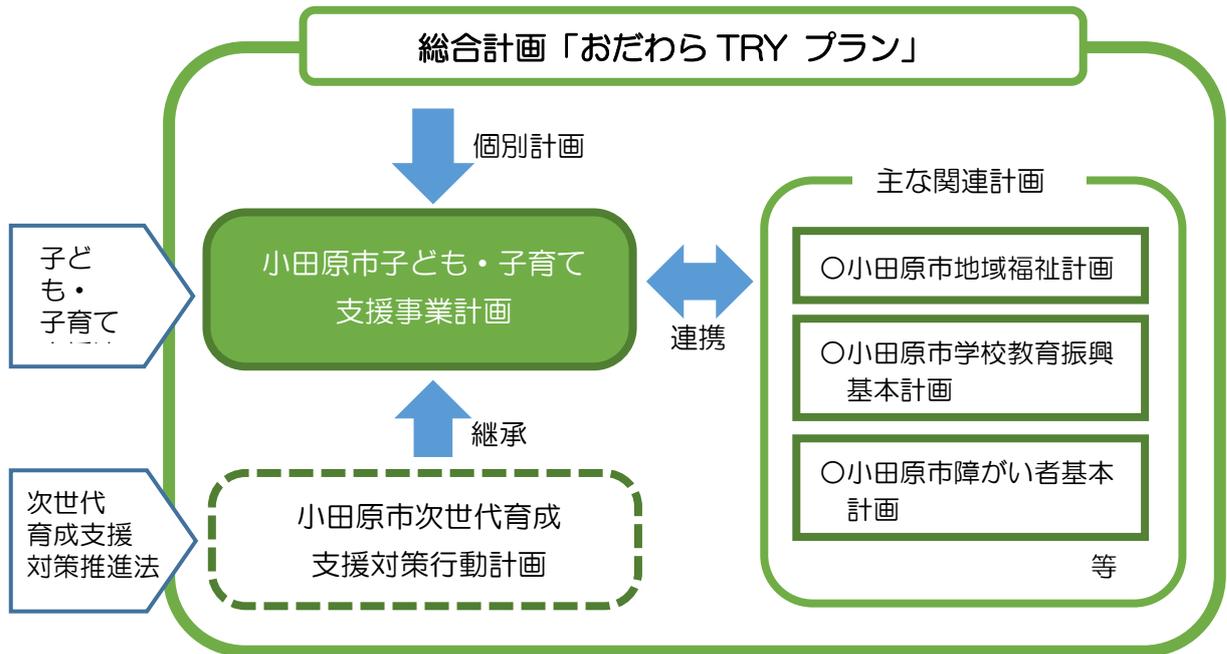
2. 計画の位置付け

本計画は子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の質及び量の確保や、法に基づく業務の円滑な実施などについて定めます。また、児童福祉法に規定する保育所及び幼保連携型認定子ども園の整備に関する市町村整備計画を兼ねるとともに、子どもの貧困対策推進法に関する施策を含めます。

本計画の策定にあたっては、本市の総合計画である「おだわら TRY プラン」の施策の方向やその他の関連計画とも連携し、整合を図ります。

なお、広く次世代育成支援の観点から総合的に施策を推進するために、本計画は「次世代育成支援対策行動計画」を継承し、改正後の次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置付けます。

◆ 子ども・子育て支援事業計画の位置付け



3. 計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中は施策の実施状況の点検、評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

◆ 計画期間

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
小田原市子ども・子育て支援事業計画					見直し	第2期小田原市子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画策定に向けた取組

(1) 小田原市子ども・子育て会議の開催

本市の子ども・子育て支援事業計画を定めるにあたり、子どもの保護者や子ども・子育て支援に係る関係者からの意見を聞くため、小田原市附属機関設置条例に基づき「小田原市子ども・子育て会議」を開催し、子どもの保護者に加え、幼稚園、保育所、地域子育て支援事業、放課後児童クラブ、児童相談所などの子ども・子育て支援事業の従事者、有識者、事業者団体の関係者など、子ども・子育て支援に関する様々な立場から 16 名の方に参画いただきました。

(2) 小田原市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けたニーズ調査の実施

子ども・子育て支援事業計画における、各年度の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての量の見込みの設定や、子ども・子育て支援給付管理システムの構築を行うための基礎資料を得るため、市内の子育て世帯を対象としたニーズ調査を行いました。

調査は、平成 30 年 11 月 1 日時点の住民基本台帳を用いて、平成 30 年 12 月 8 日から 12 月 27 日を調査期間とし実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

未就学児調査	
調査対象	小田原市在住の未就学児童の保護者
調査方法	郵送配布及び回収
発送数	4,000 通 ※0 歳～5 歳のいる全世帯に送付。複数の未就学児がいる場合には、そのうちの一人の子どもに対し調査を実施
回収数	1,918 通
回収率	48.0%

就学児調査	
調査対象	小学校 1 年生から 6 年生の児童の保護者
調査方法	郵送配布及び回収
発送数	2,000 通 ※小学校 1 年生から 6 年生の各学年から無作為に抽出
回収数	908 通
回収率	45.4%

第2章 子どもと子育てを取り巻く状況

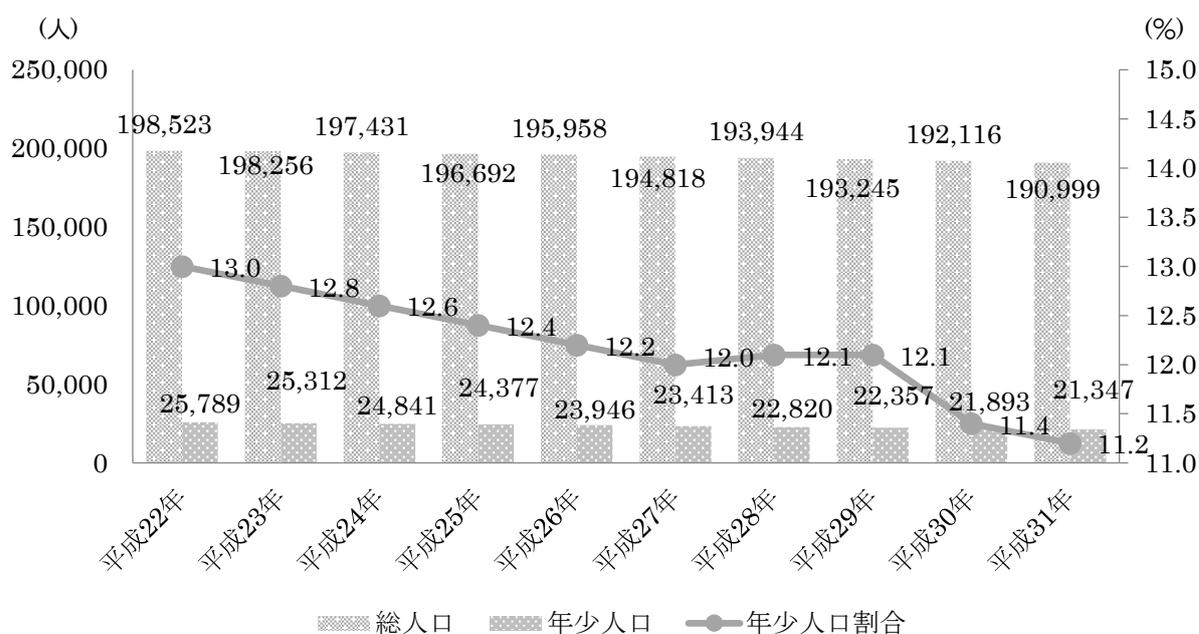
1. 小田原市の現状

国勢調査や県・市の統計データから、本市の子どもと子育てを取り巻く状況を分析しました。

(1) 人口と世帯の状況

◆ 人口と年少人口の推移

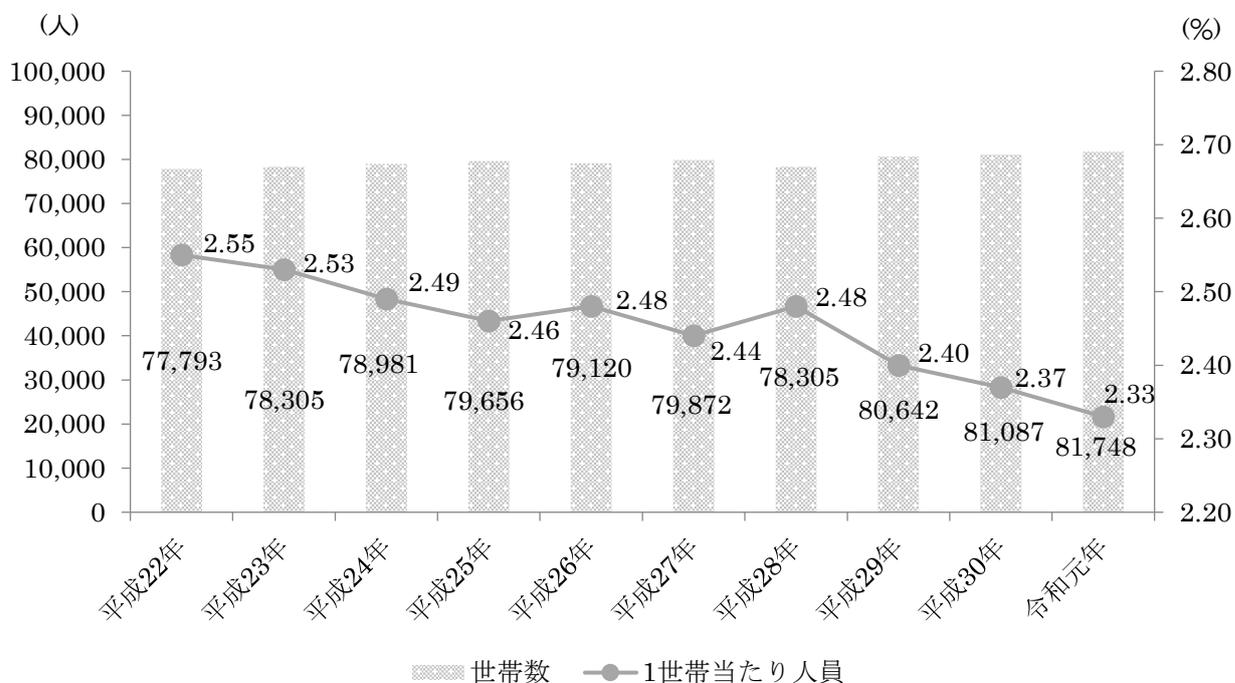
人口は、平成31年現在、190,999人で微減傾向となっています。年少人口（15歳未満）は、平成31年現在、21,347人で平成22年より4,442人減少しており、年少人口割合は平成22年と比べ1.8ポイント減少しています。



(神奈川県年齢別人口統計調査：各年1月1日現在)

◆ 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

世帯数は増加傾向で推移し、令和元年現在、世帯となっています。一方、一世帯当たり的人员は減少傾向で推移しており、令和元年現在、2.33人で核家族化が進行していることがうかがえます。



(小田原市 人口と世帯：各年10月1日現在)

◆ 世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯を見ると、平成 27 年には総世帯数 79,007 世帯の 59.0%を核家族世帯が占めています。特に「夫婦のみ」世帯と「女親と子ども」、「男親と子ども」世帯の増加が顕著になっています。また、その他の親族世帯では、「夫婦、子どもと両親」の世帯が減少しています。

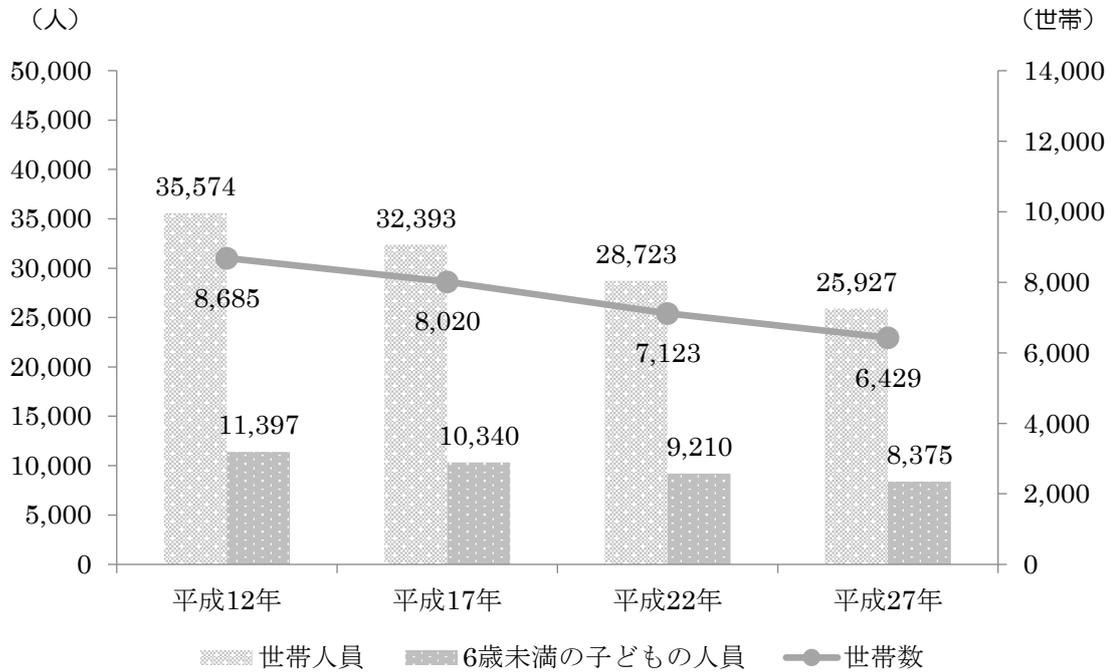
(単位：世帯)

家族類型別世帯数	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	6 歳未満親族 のいる世帯 (22 年再掲)	18 歳未満親 族のいる世帯 (22 年再掲)
総世帯数	71,379	74,064	77,532	79,007	6,429	17,014
A 親族世帯	53,716	54,214	54,411	53,932	6,428	16,933
I 核家族世帯	43,512	44,571	45,721	46,460	5,537	13,959
1 夫婦のみ	12,847	14,068	15,250	16,280	—	—
2 夫婦と子ども	24,760	23,779	23,198	22,436	5,243	12,250
3 男親と子ども	945	1,049	1,130	1,191	16	164
4 女親と子ども	4,960	5,675	6,143	6,553	278	1,545
II その他の親族世帯	10,204	9,643	8,690	7,472	891	2,974
5 夫婦と両親	334	337	345	277	—	—
6 夫婦とひとり親	949	1,083	1,113	984	—	—
7 夫婦、子どもと両親	2,309	1,951	1,534	1,124	258	799
8 夫婦、子どもとひとり親	3,922	3,434	2,871	2,301	274	1,025
9 夫婦と他の親族 (親、子どもを含まない)	164	173	155	153	2	21
10 夫婦、子どもと他の親族 (親を含まない)	640	691	705	674	115	446
11 夫婦、親と他の親族 (子どもを含まない)	173	169	124	116	13	20
12 夫婦、子ども、親と 他の親族	614	529	448	347	154	273
13 兄弟姉妹のみ	356	409	458	516	1	3
14 他に分類されない親族 世帯	743	867	937	980	74	387
B 非親族世帯	332	492	791	374	1	27
C 単独世帯	17,331	19,358	22,295	24,584	—	54

(国勢調査)

◆ 6歳未満の子どものいる世帯の推移

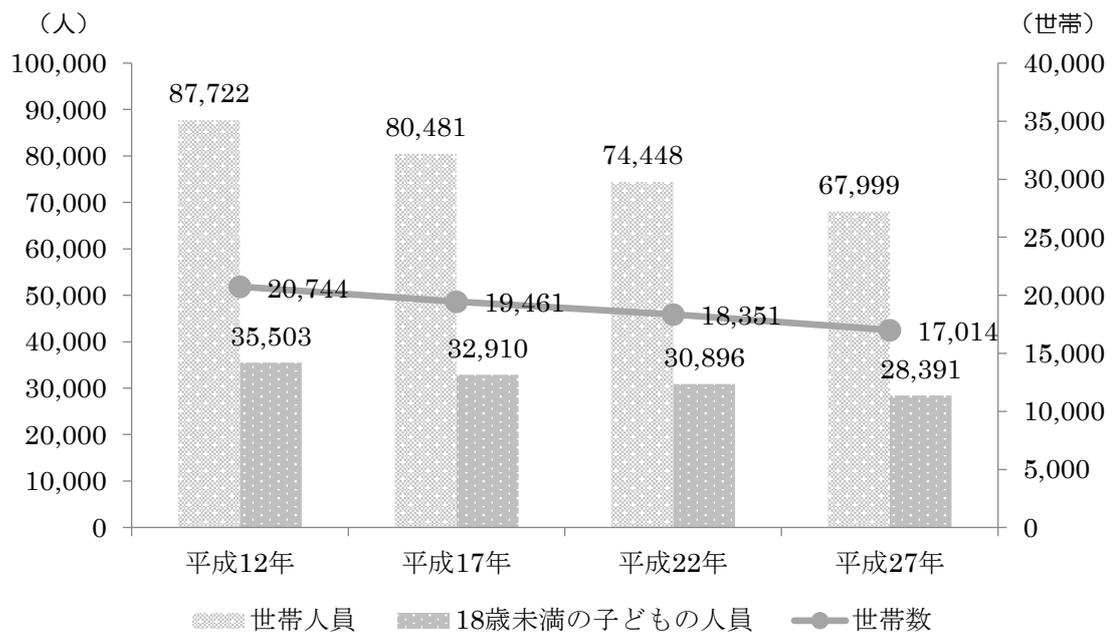
国勢調査によると、6歳未満の子どものいる世帯は、平成27年現在、6,429世帯で、世帯人員は25,927人、1世帯当たりの世帯人員は4.0人となっています。また、世帯中の6歳未満の子どもは8,375人で平成12年から減少傾向です。



(国勢調査)

◆ 18歳未満の子どものいる世帯の推移

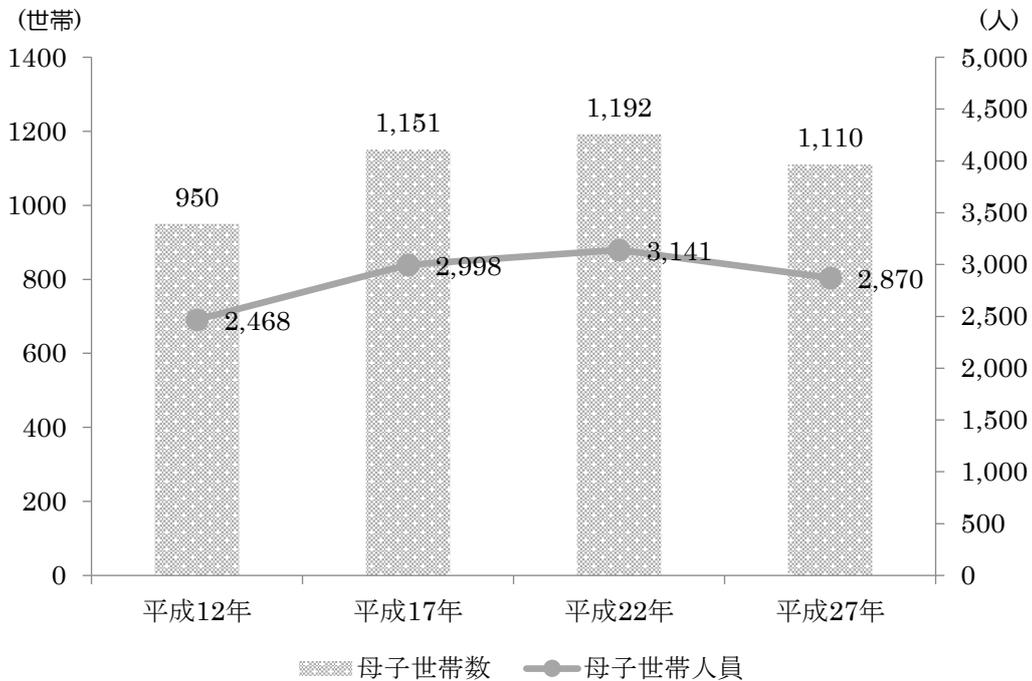
国勢調査によると、18歳未満の子どものいる世帯は、平成27年現在、17,014世帯で、世帯人員は67,999人、1世帯当たりの世帯人員は4.0人となっています。また、世帯中の18歳未満の子どもは28,391人で平成12月から減少傾向です。



(国勢調査)

◆ 母子世帯の推移

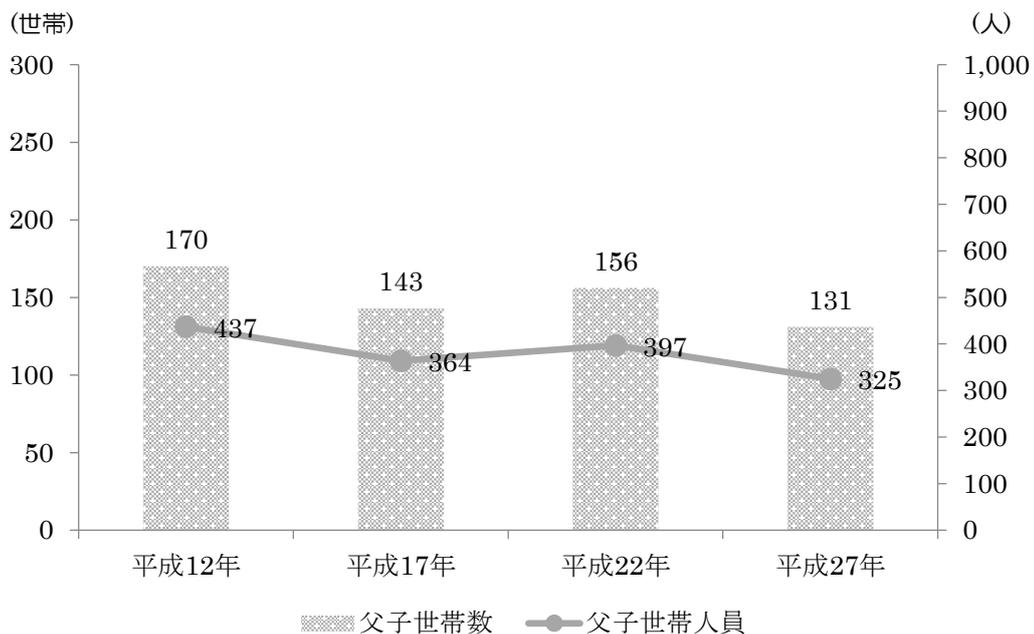
国勢調査によると母子世帯数は増加傾向にあり、平成 27 年現在、1,110 世帯となっています。また、母子世帯人員は平成 27 年現在、2,870 人で 1 世帯当たりの世帯人員は 2.6 人となっています。



(国勢調査)

◆ 父子世帯の推移

国勢調査によると父子世帯数は、平成 27 年現在、131 世帯で世帯人員は 325 人となっており、1 世帯当たりの世帯人員は 2.5 人となっています。



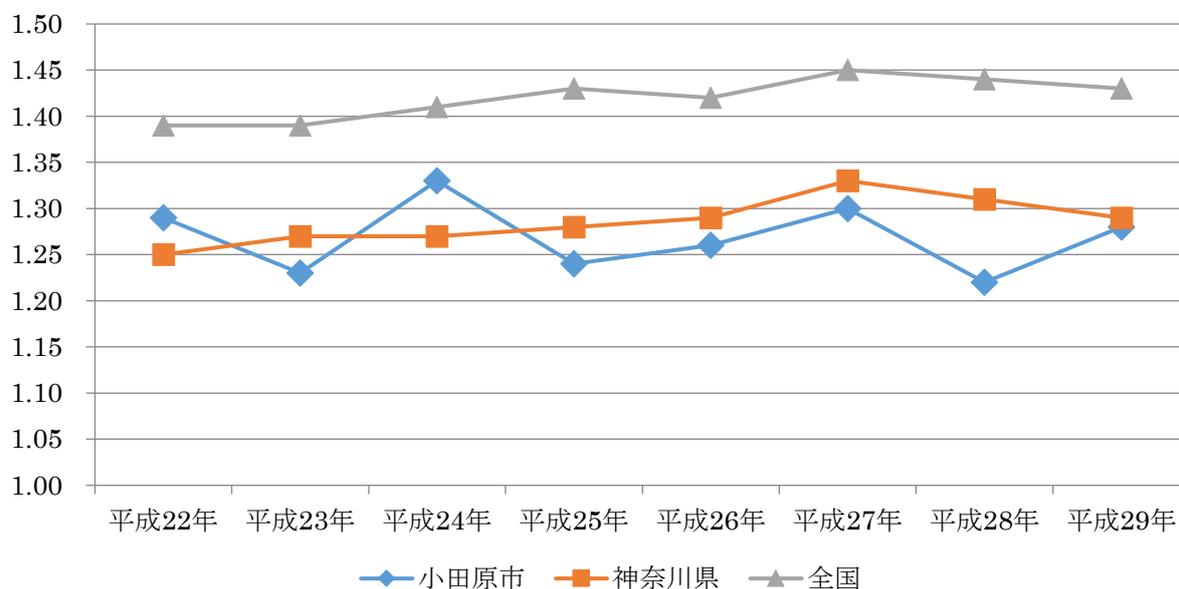
(国勢調査)

(2) 少子化の動向

◆ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、本市では平成28年に減少したものの、おおむね横ばい状態にあります。県平均と比較しても、おおむね同水準となっている状況です。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小田原市	1.29	1.23	1.33	1.24	1.26	1.30	1.22	1.28
神奈川県	1.25	1.25	1.27	1.28	1.29	1.33	1.31	1.29
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

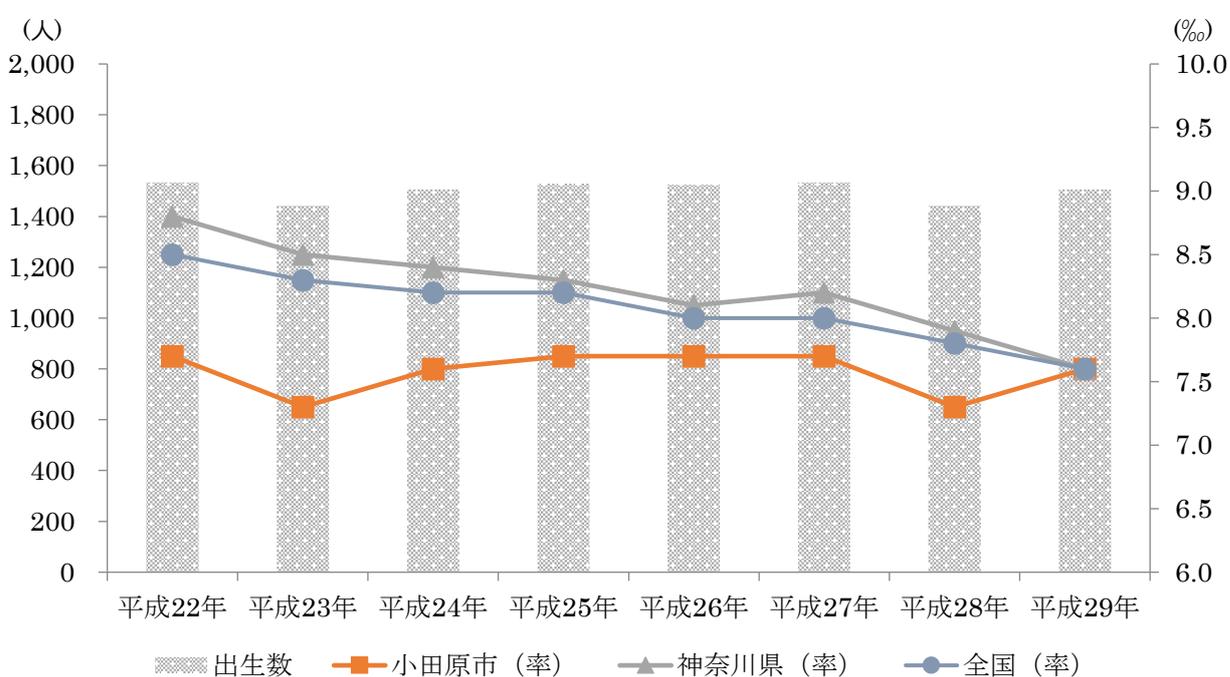


(神奈川県衛生統計年報)

◆ 出生数の推移

出生数の推移は、市、県、国ともに減少傾向にあります。平成29年における市の出生数は平成28年と比べ微増となっています。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小田原市 (出生数)	15,529	1,468	1,497	1,390	1,369	1,364	1,250	1,262
神奈川県 (出生数)	78,077	76,000	75,477	74,320	72,996	73,475	70,648	68,131
全国 (出生数)	1,071,304	1,050,806	1,037,231	1,029,816	1,003,539	1,005,677	976,978	946,065

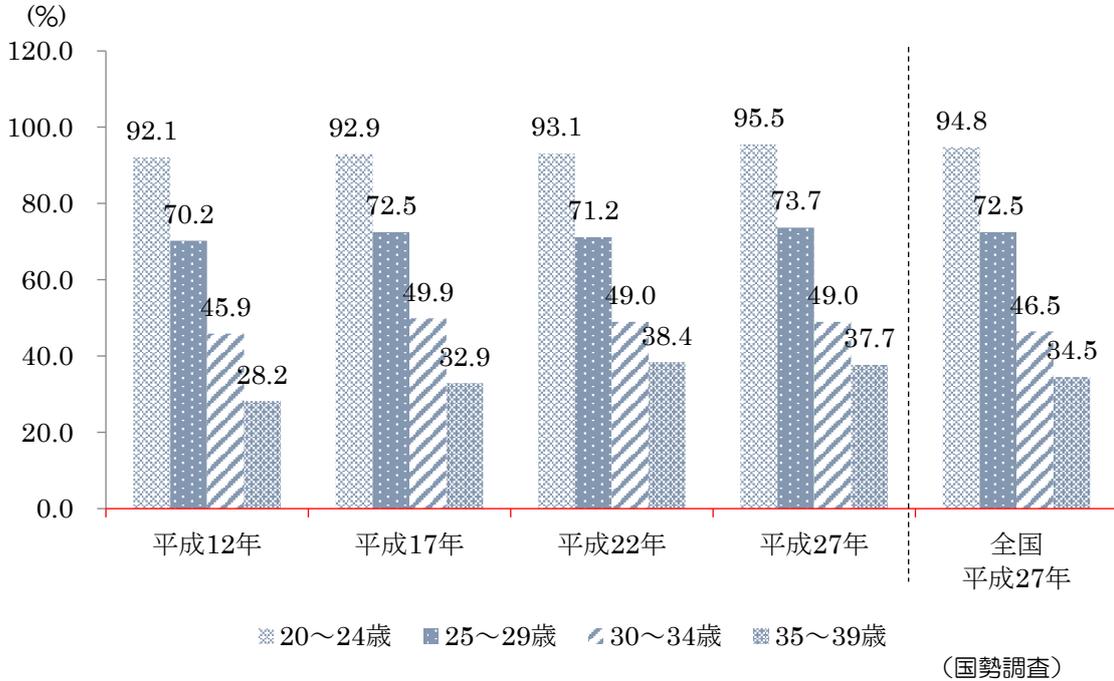


(人口動態調査・神奈川県衛生統計年報)

◆ 未婚率の推移（男性）

国勢調査によると平成 27 年の男性の未婚率は 20～24 歳が 95.5%、25～29 歳が 73.7%とい
ずれも平成 22 年と比べると増加しています。

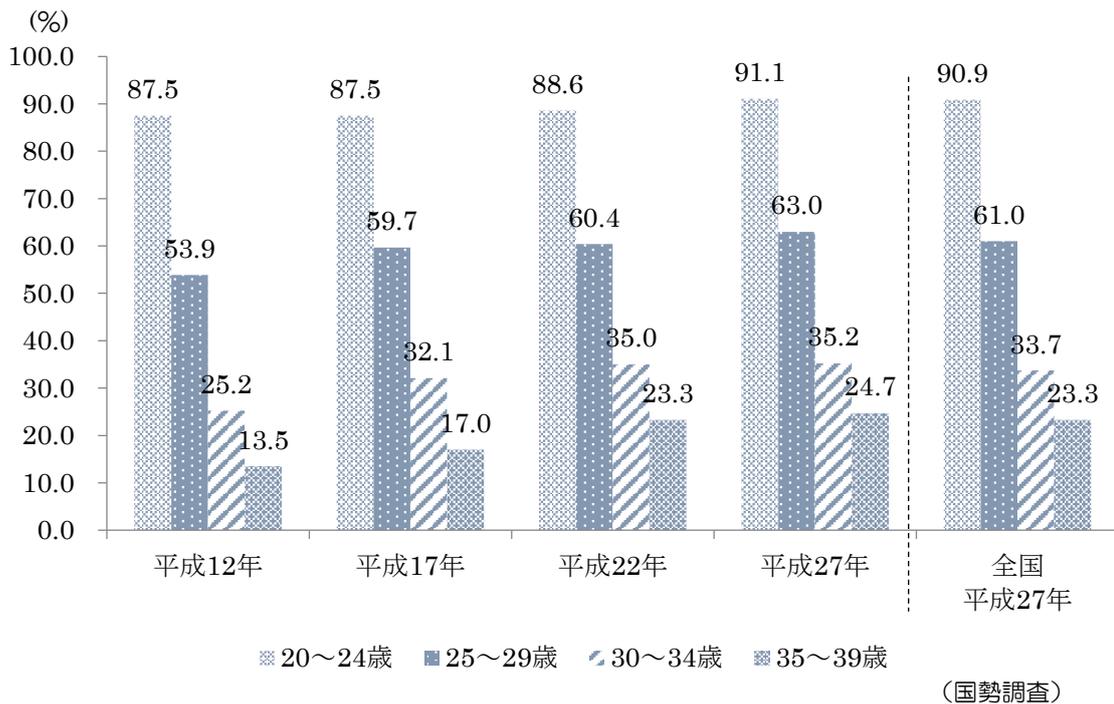
また、各年齢層において全国よりも高い未婚率となっています。



◆ 未婚率の推移（女性）

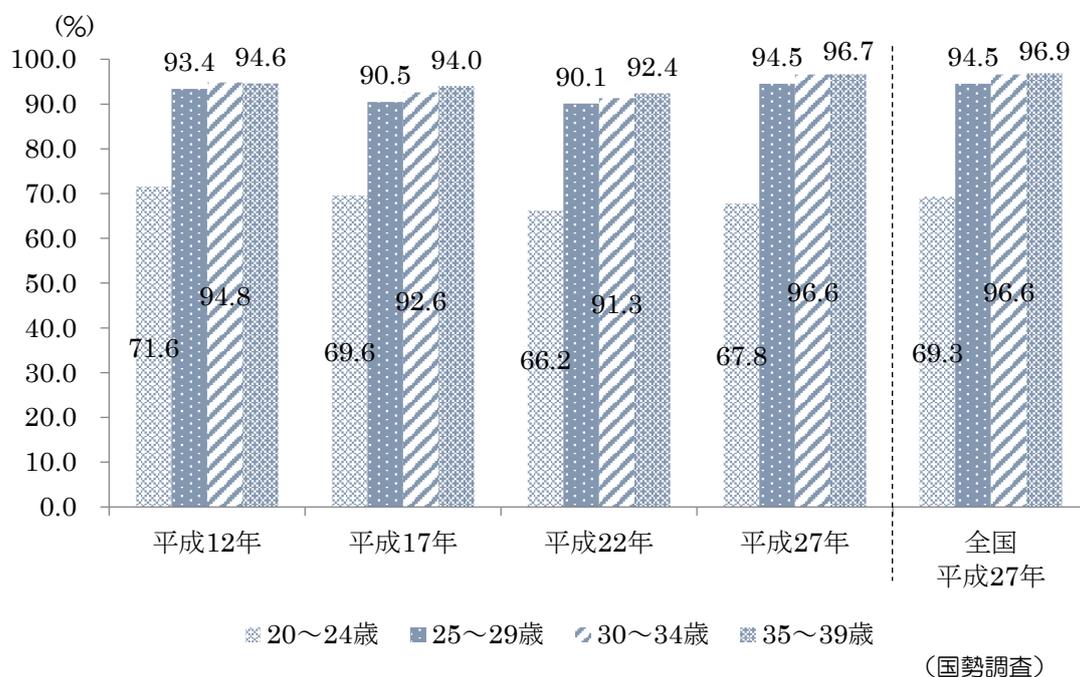
国勢調査によると平成 27 年の女性の未婚率は 20～24 歳が 95.5%、25～29 歳が 73.7%とい
ずれも平成 22 年と比べると増加しています。

また、各年齢層において全国よりも高い未婚率となっています。



◆ 年齢別労働力率の推移（男性）

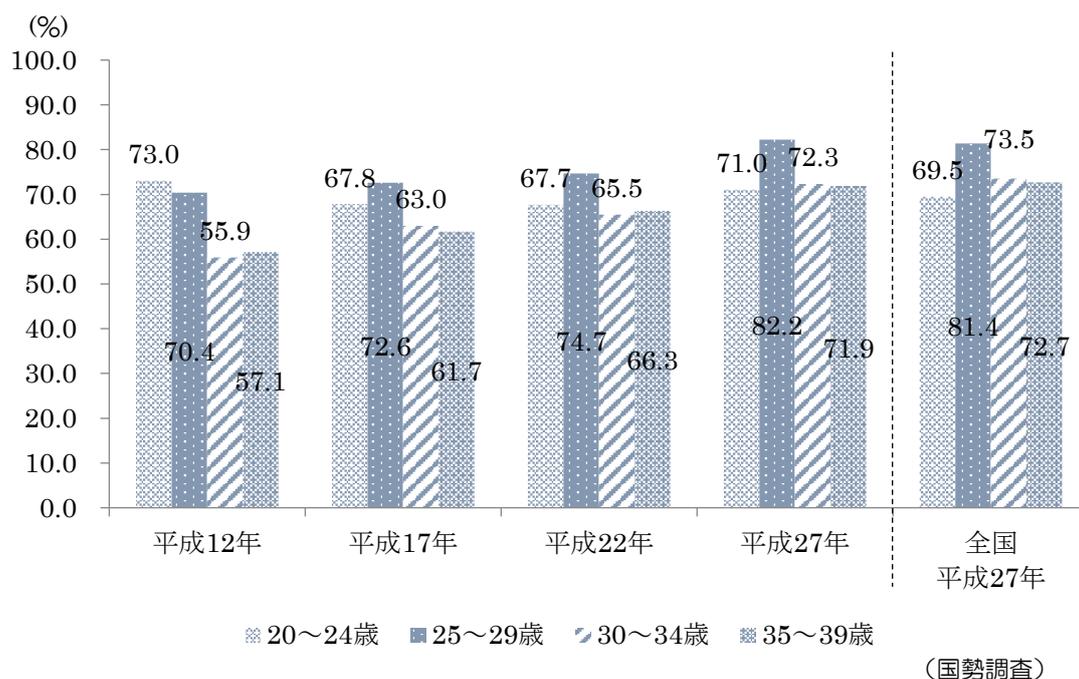
国勢調査によると平成27年の男性の労働力率は、各年齢層において平成22年とも増加傾向にあります。また、各年齢層とも全国と比べも概ね同水準となっています。



◆ 年齢別労働力率の推移（女性）

国勢調査によると平成27年の女性の労働力率は、各年齢層において平成22年とも増加傾向にあります。特に25～29歳、30～34歳は約7ポイント増加しております。

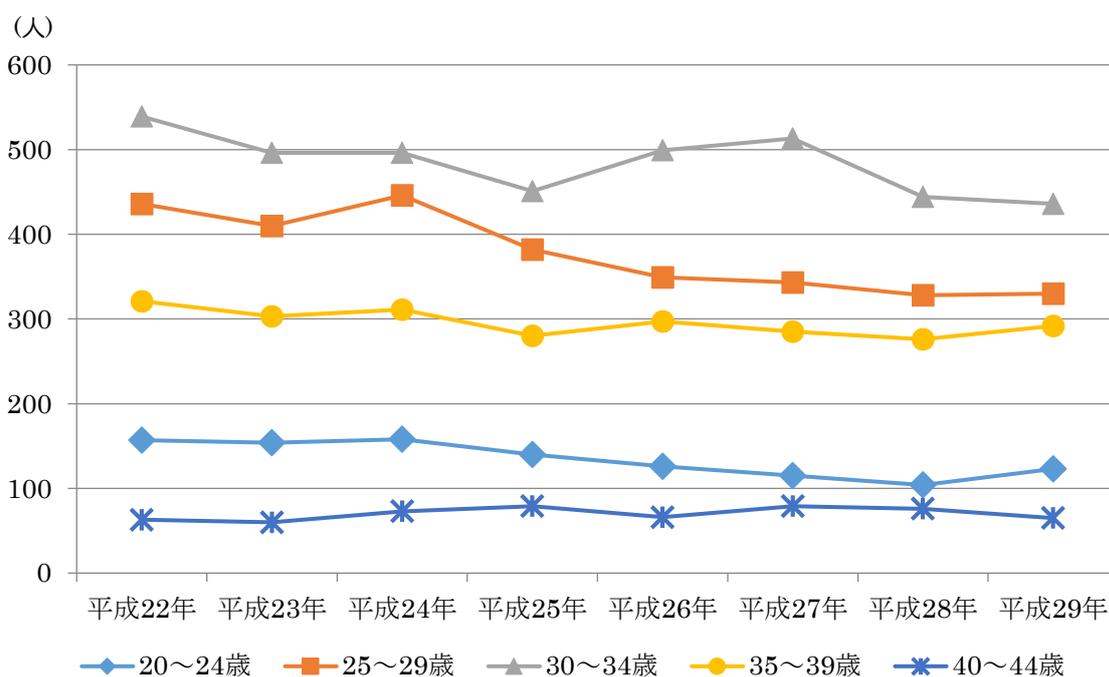
また、各年齢層とも全国と比べ同水準になっています。



◆ 母の年齢階級別出生数の推移

母の年齢階級別出生数は、30～34歳が他の階級と比較し最も多くなっておられます。また、20～24歳、35～39歳は増加傾向にあります。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	1,534	1,442	1,506	1,365	1,357	1,364	1,250	1,262
15歳未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15～19歳	16	18	17	31	18	27	18	16
20～24歳	157	154	158	140	126	115	104	123
25～29歳	436	410	446	382	349	343	328	330
30～34歳	539	496	496	451	499	513	444	436
35～39歳	321	303	311	280	297	285	276	292
40～44歳	63	60	73	79	66	79	76	65
45歳以上	2	1	5	2	2	2	4	0



(神奈川県衛生統計年報)

◆ 婚姻数の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
婚姻数	995	943	969	910	870	925	851	859

婚姻数は、平成27年に増えているものの、減少傾向となっています。

◆ 離婚数の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
離婚数	365	389	395	341	358	374	333	347

離婚数は、平成22年度からほぼ横ばいとなっています。

(神奈川県衛生統計年報)

(3) 保育環境・教育環境の状況

◆ 保育所（園）の入所児童数

入所児童数は、年により違いもありますが、ほぼ横ばいとなっています。(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
入所児童数 (私立)	2,503	2,531	2,620	2,594	2,590	2,615	2,644	2,680	2,738
入所児童数 (公立)	571	562	554	525	500	488	483	468	364
合計	3,074	3,093	3,174	3,119	3,090	3,103	3,127	3,148	3,102

(各年4月1日現在 福祉行政報告例第54表)

◆ 保育所待機児童数

平成29年度以降減少傾向にあります。(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	3	2	1	2	4	2	2	0	0
1歳児	8	11	9	7	6	9	8	8	6
2歳児	2	3	5	3	3	3	9	3	2
3歳児	4	6	2	6	2	6	5	5	2
4歳児以上	2	5	1	1	1	2	0	1	1
計	19	27	18	19	16	22	24	17	11

(各年4月1日現在)

◆ 幼稚園の在園児童数

在園児童数は減少傾向にあります。(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
園児数 (私立)	1,264	1,267	1,280	1,256	1,238	1,174	1,153	1,175	1,181
園児数 (公立)	521	484	482	464	497	480	443	412	365
合計	1,785	1,751	1,762	1,720	1,735	1,654	1,596	1,587	1,546

(各年5月1日現在 学校基本調査)

◆ 放課後児童クラブの入所児童数

入所児童数は、年々増加傾向にあります。

(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
入所児童数	1,166	1,139	1,141	1,212	1,403	1,513	1,557	1,542	1,701

(各年4月1日現在)

◆ 小学校・中学校の児童・生徒数

年々減少傾向です。

(単位：人)

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
小学校 児童数	10,635	10,425	10,048	9,866	9,606	9,396	9,255	9,131	9,089
中学校 生徒数	5,108	5,075	5,105	4,999	4,980	4,880	4,857	4,656	4,483

(各年5月1日現在 学校基本調査：公立小中学校の在籍数)

◆ 子どもを対象とした施設の数

(単位：箇所)

名称	設置数
保育所	34
幼稚園	16
認定こども園	2
公立小学校	25
公立中学校	11
届出保育施設	10
放課後児童クラブ	41
街区公園	137
児童遊園地	53

(平成31年4月現在)

2. ニーズ調査の結果概要

事業計画策定に向けたニーズ調査の結果から、子育て世帯の就労状況やサービスに対するニーズ、小学生の生活状況などについて分析を行いました。

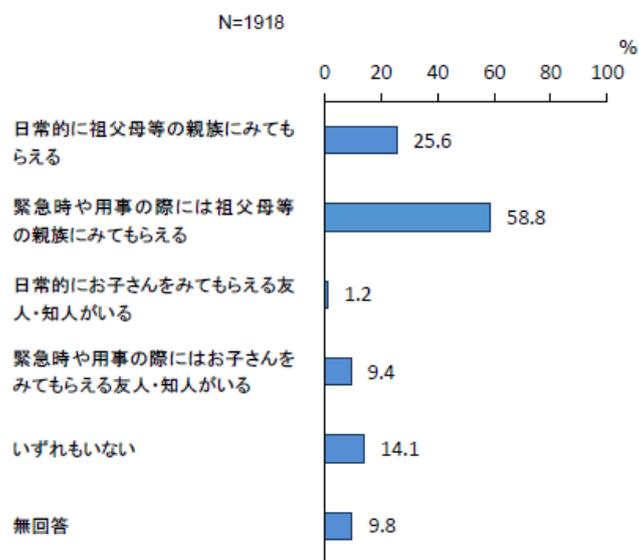
(1) 未就学児調査

◆ 子育て世帯に対する周囲（親族や友人・知人）の支援の状況

<日頃子どもをみてもらえる親族・知人>

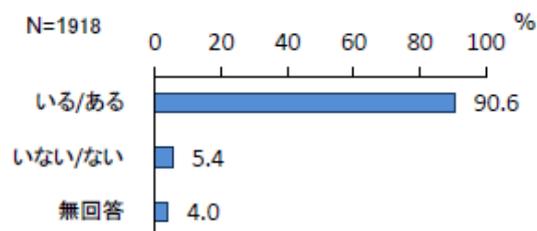
「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と答えた方が58.8%と最も多く、次に「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と答えた方が25.6%となっており、子育てにおいて祖父母等の親族の役割が大きいことが分かります。

一方「いずれもない」と答えた方が14.1%となっています。



<子育てのことを気軽に相談できる人がいるか>

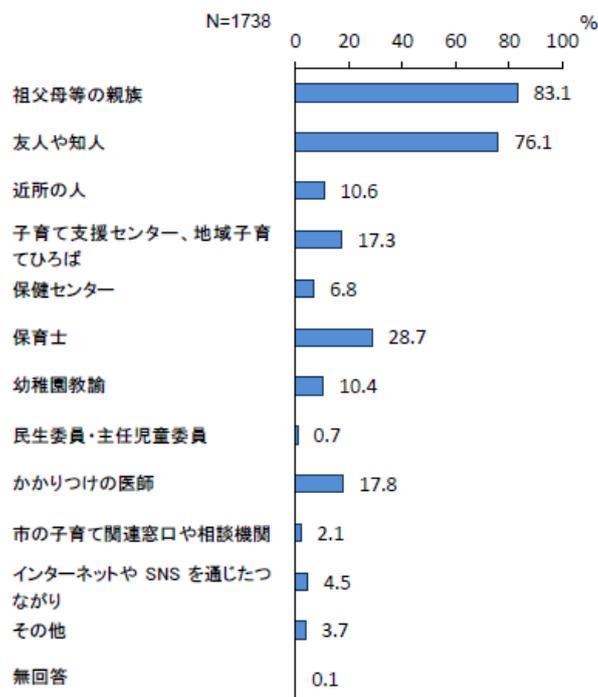
「いる/ある」の割合が90.6%、「いない/ない」の割合が5.4%となっています。



<子育てのことを気軽に相談できる相手>

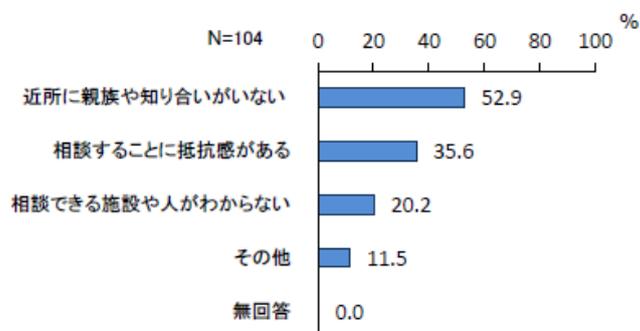
「祖父母等の親族」と答えた人の割合が83.1%と最も高く、次に「友人や知人」の割合が76.1%、「保育士」の割合が28.7%となっています。

その他、「かかりつけの医師」の割合が17.8%、「子育て支援センター、地域子育てひろば」の割合が17.3%と高くなっています。



<子育てのことを相談できる相手がない理由>

「近所に知り合いがない」と答えた人の割合が52.9%と最も高く、次に「相談することに抵抗感がある」が35.6%、「相談できる施設や人がわからない」の割合が20.2%となっています。



まとめ

《未就学児世帯に対する周囲の支援》

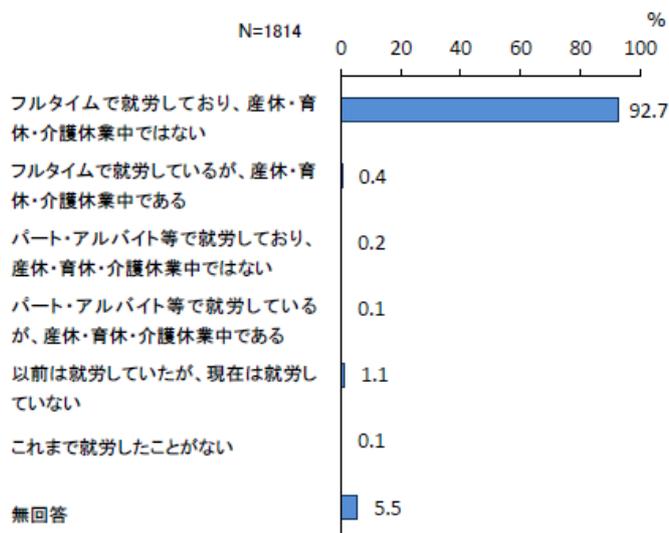
未就学児を持つ子育て世帯にとっては「祖父母等の親族」、「友人・知人」といった身近な人たちの存在が大変重要になっています。近隣に友人・知人が少ない世帯にとっては、相談相手の不在が不安感・孤立感につながる可能性があるため、友達づくりや地域につながるような支援のあり方、環境づくりが必要と考えられます。

また、保育所、幼稚園、医療機関を始めとする関係機関が、気軽に相談できる体制を整えていくことも求められています。

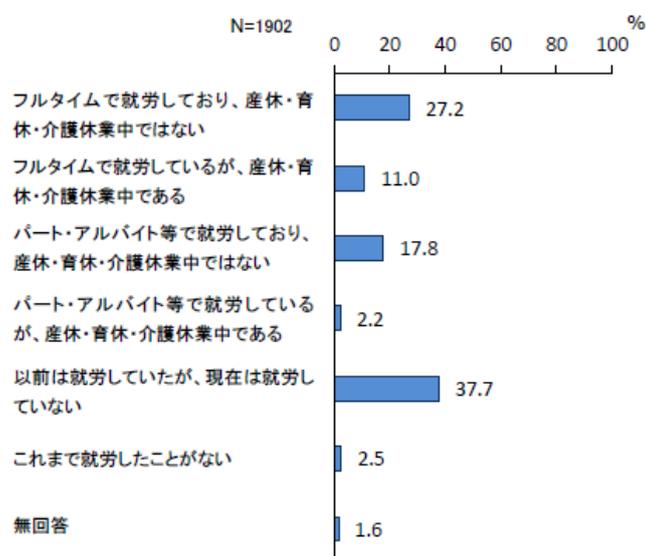
◆ 未就学児を持つ子育て世帯の就労状況と今後の就労希望

<保護者の現在の就労状況>

【父親】



【母親】



父親については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と答えた人が、92.7%と最も多くなっています。

母親については、「以前は就労していたが、現在は就労していない」と答えた人が37.7%と最も多く、次に「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が27.2%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が17.8%となっています。

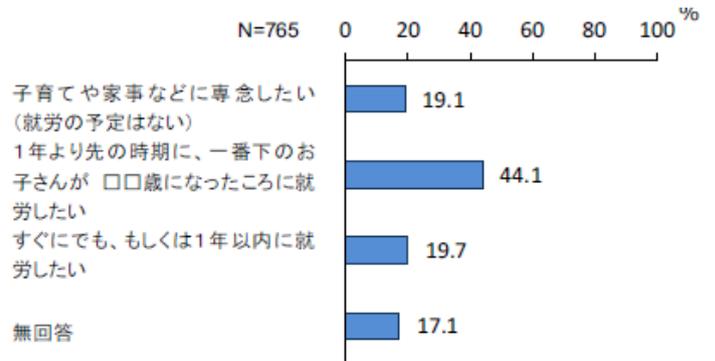
<子どもの年齢別 就労状況（母親）>

【年齢別】	有効回答数 (件)	単位：%					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	517	13.2	27.0	30.3	31.8	29.3	32.8
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	210	22.8	11.7	14.3	7.8	3.9	4.7
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	338	9.1	14.0	13.7	20.9	26.6	23.1
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	42	2.6	2.2	2.0	2.8	2.3	1.3
以前は就労していたが、現在は就労していない	717	49.7	41.9	35.0	33.0	33.2	32.2
これまで就労したことがない	48	0.6	1.9	3.3	2.2	3.3	4.1
無回答	30	2.0	1.3	1.3	1.6	1.3	1.9

子どもが0歳児の場合は就労していない人が5割以上ですが、子どもの年齢が上がるにつれて、就労をしている人の割合が増えていきます。就労形態としては、パート・アルバイト等が年齢の上昇につれ増えていきます。

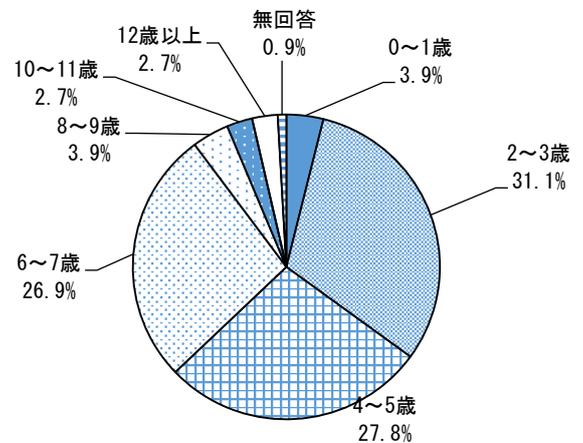
<現在非就労の場合の今後の就労希望（母親）>

「1年より先の時期に、一番下の子どもが〇〇歳になったときに就労したい」の割合が44.1%と最も高く、次に「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」が19.7%となっており、現在は就労していない人も、6割以上の人々が潜在的に就労希望を持っていることが分かります。



<子どもが何歳になったときに就労したいか（母親）>

「一番下の子どもが〇〇歳になったときに就労したい」と回答した人について、子どもが何歳になったら就労したいと考えているかを見ると、「2~3歳」の31.1%最も多く、次に「6~7歳」が26.9%となっています。



<年齢別就労希望（母親）>

	有効 回答 数 (件)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)	146	23.3	10.1	20.0	11.5	24.3	25.0
1年より先の時期に、一番下のお子さんが□□歳になった ところに就労したい	337	37.2	51.4	42.6	53.1	40.5	41.4
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	151	22.7	19.6	27.0	17.7	9.9	19.8
無回答	131	16.9	18.8	10.4	17.7	25.2	13.8

「一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」と回答した人が最も多く、その中でも一番下の子どもが3歳になったら就労したいが53.1%、次いで1歳になったら就労したが51.4%となっています。

一方、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した人については、2歳が27.0%、次いで0歳が22.7%となっています。

まとめ

《未就学児世帯の就労状況と就労希望》

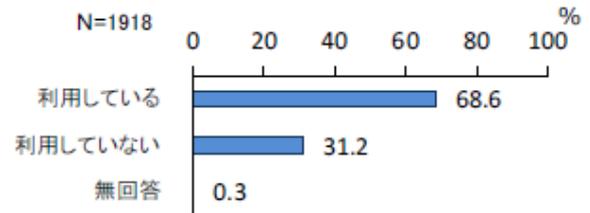
父親は9割以上がフルタイムで就労しているのに対し、フルタイムで就労している母親は約4割で、となっています。

現在就労していない母親は37.7%と多いものの、「子どもが何歳になったときに就労したいか」という質問に対しては、2～3歳が31.1%、次いで4歳～5歳が27.8%となっており、子どもが小さいうちから就労を希望するが多いなど、就労のタイミングとして「小学校の入学」、「3年保育での幼稚園、保育園の入園」を考えている人が多く見られます。

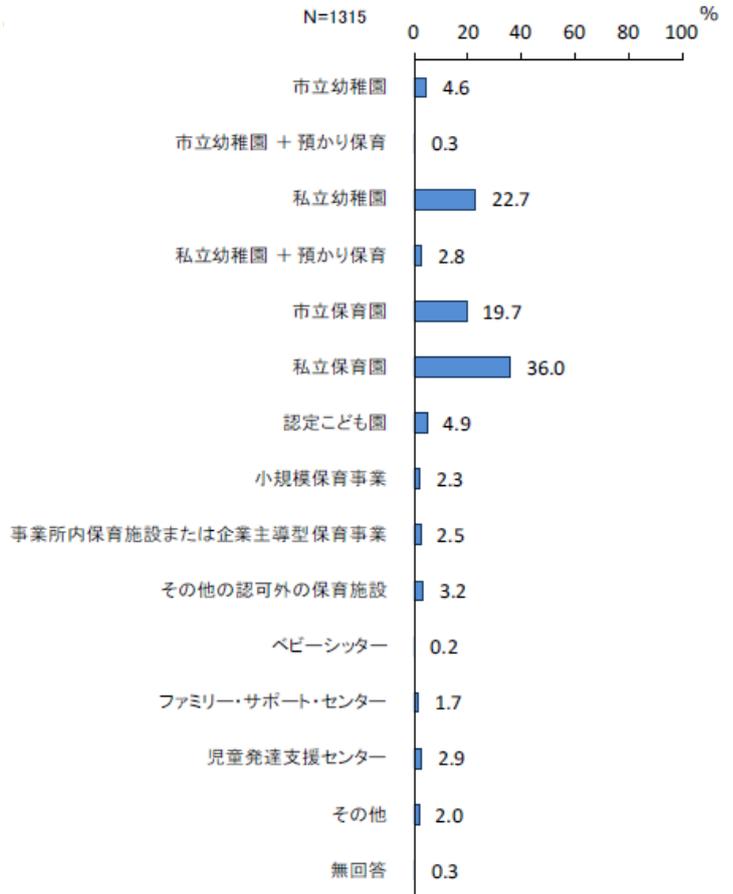
◆ 現在の教育・保育の利用状況と今後の利用希望

<教育・保育の利用状況と利用先>

「利用している」と回答した人が 68.6% となっており、半数以上の人を利用しています。



「利用している」の回答した人のうち、「私立保育園」と回答した人が 36.0% と最も多く、次に「私立幼稚園」の 22.7% となっています。



<子どもの年齢別 教育・保育の利用状況> (複数回答)

単位：%

区分	有効回答数(件)	市立幼稚園	市立幼稚園 + 預かり保育	私立幼稚園	私立幼稚園 + 預かり保育	市立保育園	私立保育園	認定こども園	小規模保育事業	事業所内保育施設または企業主導型保育事業	その他の認可外の保育施設	ベビーシッター	ファミリー・サポート・センター	児童発達支援センター	その他	無回答
0歳	72	0.0	0.0	0.0	0.0	26.4	33.3	2.8	12.5	13.9	5.6	0.0	2.8	0.0	2.8	1.4
1歳	149	0.0	0.0	1.3	0.7	18.8	49.0	0.0	8.1	8.1	10.1	0.0	1.3	0.7	3.4	0.7
2歳	193	0.5	0.0	9.8	0.0	22.3	48.2	5.7	3.6	2.6	4.1	0.5	2.1	2.6	5.2	0.0
3歳	283	1.1	0.0	30.4	4.9	20.8	33.6	5.7	0.4	0.7	1.8	0.4	1.8	4.9	1.8	0.0
4歳	299	8.7	0.7	30.4	3.3	17.7	30.8	6.4	0.3	0.3	1.3	0.0	1.3	3.0	0.7	0.0
5歳	319	9.7	0.6	31.7	3.8	17.9	30.1	5.0	0.0	0.9	1.9	0.0	1.6	2.8	0.6	0.6

＜子どもの年齢別 教育・保育の利用状況＞（複数回答）

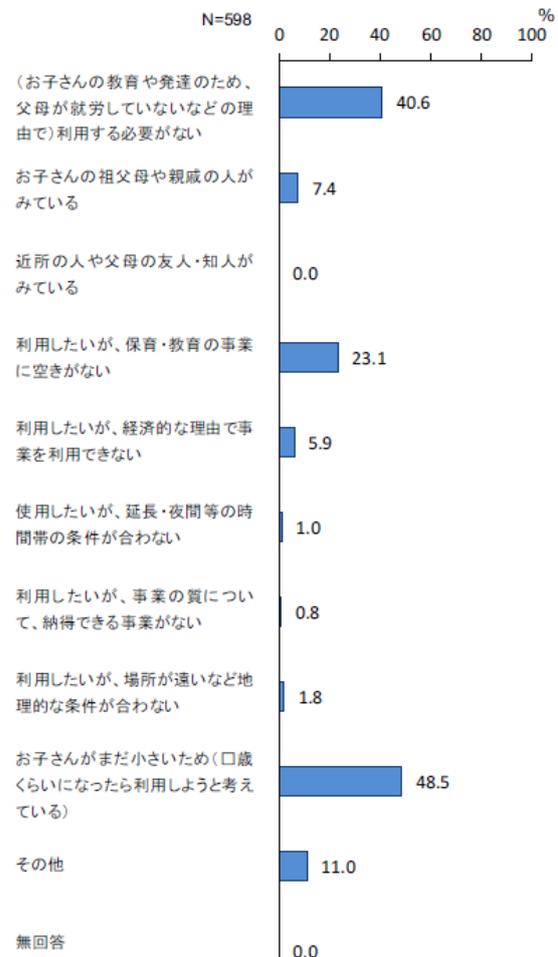
単位：％

区分	有効回答数(件)	市立幼稚園	市立幼稚園＋預かり保育	私立幼稚園	私立幼稚園＋預かり保育	市立保育園	私立保育園	認定こども園	小規模保育事業	企業主導型保育事業	事業所内保育施設または 事業所内保育施設または 企業主導型保育事業	その他の認可外の保育施設	ベビーシッター	ファミリー・サポート・センター	児童発達支援センター	その他	無回答
0歳	72	0.0	0.0	0.0	0.0	26.4	33.3	2.8	12.5	13.9	5.6	0.0	2.8	0.0	2.8	1.4	
1歳	149	0.0	0.0	1.3	0.7	18.8	49.0	0.0	8.1	8.1	10.1	0.0	1.3	0.7	3.4	0.7	
2歳	193	0.5	0.0	9.8	0.0	22.3	48.2	5.7	3.6	2.6	4.1	0.5	2.1	2.6	5.2	0.0	
3歳	283	1.1	0.0	30.4	4.9	20.8	33.6	5.7	0.4	0.7	1.8	0.4	1.8	4.9	1.8	0.0	
4歳	299	8.7	0.7	30.4	3.3	17.7	30.8	6.4	0.3	0.3	1.3	0.0	1.3	3.0	0.7	0.0	
5歳	319	9.7	0.6	31.7	3.8	17.9	30.1	5.0	0.0	0.9	1.9	0.0	1.6	2.8	0.6	0.6	

「私立保育園」の割合が、3歳以上で高くなっていますが、「市立保育園」はすべての年齢で20%前後です。また、0歳児では、「小規模保育事業」の割合が12.5%、「事業所内保育施設または企業主導型保育事業」の割合が13.9%と他の年齢に比べ、高くなっています。

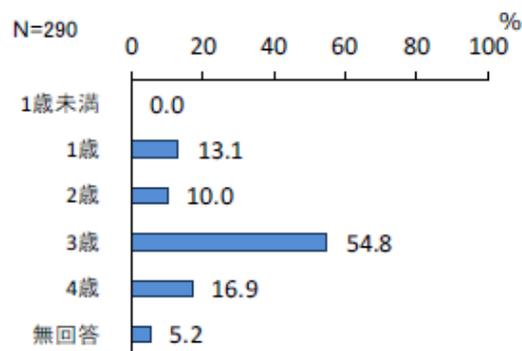
＜現在、教育・保育を利用していない理由＞

「子どもがまだ小さいため（□□歳くらいになったら利用しようと考えている）」と回答した人の割合が48.5%と最も高くなっており、次に「（お子さんの教育や発達のため、父母が就労していないなどの理由で）利用する必要がない」の割合が40.6%となっています。



<教育・保育を利用させたいと考えている子どもの年齢>

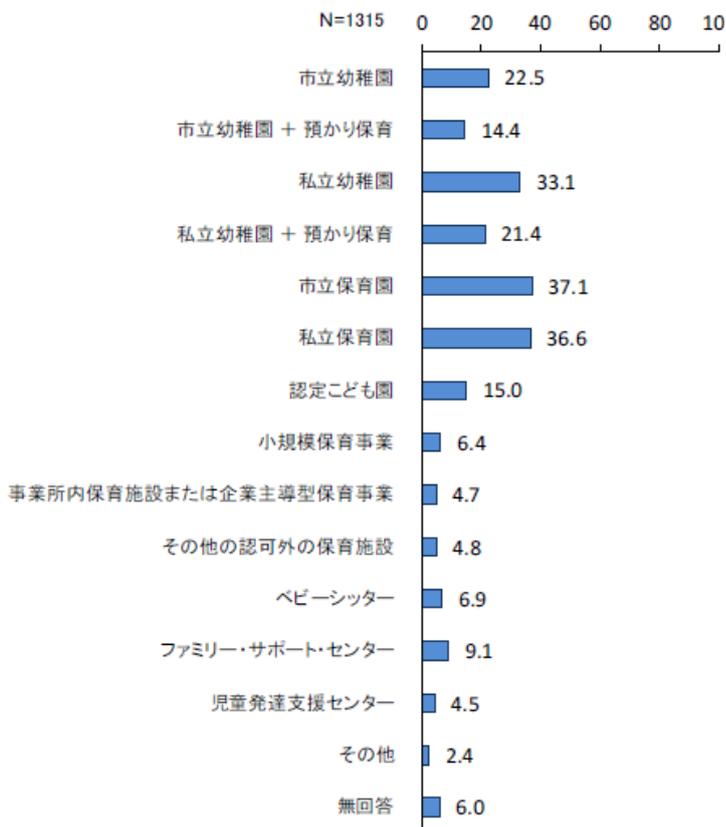
「子どもがまだ小さいため（□□歳くらいになったら利用しようと考えている）」と答えた人について、子どもの年齢が何歳になったら利用したいと考えているかを見ると、「3歳」と答えた人の割合が54.8%と最も高く、次に「4歳」の16.9%、「1歳」の13.1%となっています。



<今後の教育・保育の利用希望>

現在の利用状況にかかわらず、今後の教育・保育の利用希望を聞くと、「市立保育園」と答えた人が37.1%と最も高く、次に「私立保育園」が36.6%となっています。

また、「私立幼稚園」を希望する人が33.1%、その他にも「市立幼稚園」が22.5%、「私立幼稚園+預かり保育」が21.4%となっており、幼稚園の利用希望者も多い結果となっています。



<子どもの年齢別 今後の教育・保育の利用希望> (複数回答)

単位：%

区分	有効回答数(件)	市立幼稚園	市立幼稚園 + 預かり保育	私立幼稚園	私立幼稚園 + 預かり保育	市立保育園	私立保育園	認定こども園	小規模保育事業	企業主導型保育事業	事業所内保育施設または 事業主導型保育事業	その他の認可外の保育施設	ベビーシッター	ファミリー・サポート・センター	児童発達支援センター	その他	無回答
0歳	345	39.1	21.7	35.4	22.3	55.4	41.4	20.6	12.8	8.4	5.8	7.0	10.1	2.3	1.2	2.9	
1歳	319	31.0	22.3	37.6	28.5	43.3	47.0	15.7	6.6	6.0	7.2	8.2	8.8	5.3	0.3	2.2	
2歳	302	14.6	10.9	32.1	21.9	39.1	38.1	17.9	6.6	4.3	2.6	6.3	8.9	4.6	0.7	2.0	
3歳	322	14.3	7.8	29.5	21.1	33.2	37.9	12.1	4.3	2.8	5.0	8.1	11.5	5.6	0.6	2.5	
4歳	307	16.0	10.4	30.6	15.3	27.0	30.0	11.4	2.6	3.3	3.3	5.2	6.8	5.2	2.9	8.1	
5歳	323	18.3	12.7	32.8	18.9	22.9	24.8	12.1	5.0	3.4	4.6	6.5	8.0	4.0	8.7	18.6	

利用したい教育・保育を子どもの年齢別で見ると、「市立保育園」及び「私立保育園」は年齢が上がるにつれ、割合が低くなる傾向がみられます。また、「私立幼稚園」の利用意向は、年齢による差はありませんが、「市立幼稚園」の利用意向は0歳と1歳で他の年齢に比べて高くなっています。

<就労形態別 今後の教育・保育の利用希望(母親)> (複数回答)

単位：%

区分	有効回答数(件)	市立幼稚園	市立幼稚園 + 預かり保育	私立幼稚園	私立幼稚園 + 預かり保育	市立保育園	私立保育園	認定こども園	小規模保育事業	企業主導型保育事業	事業所内保育施設または 企業主導型保育事業	その他の認可外の保育施設	ベビーシッター	ファミリー・サポート・センター	児童発達支援センター	その他	無回答
フルタイム	727	9.2	10.6	10.9	14.0	47.6	53.1	11.7	7.6	4.8	5.4	8.9	12.9	4.4	3.4	7.7	
パート・アルバイト等	380	16.3	15.8	26.3	23.2	38.9	39.2	14.5	5.0	4.7	4.7	5.8	6.6	3.4	2.4	6.3	
就労していない	765	37.8	17.6	57.9	27.6	26.0	20.4	18.7	6.1	4.8	4.2	5.6	6.4	5.2	1.6	3.7	

利用したい教育・保育事業を母親の就労状況別で見ると、「フルタイム」、「パート・アルバイト等」で「市立保育園」及び「私立保育園」の割合が高く、「就労していない」で「市立幼稚園」及び「私立幼稚園」の割合が高くなっています。

まとめ

《未就学児世帯の教育・保育の利用状況と利用希望》

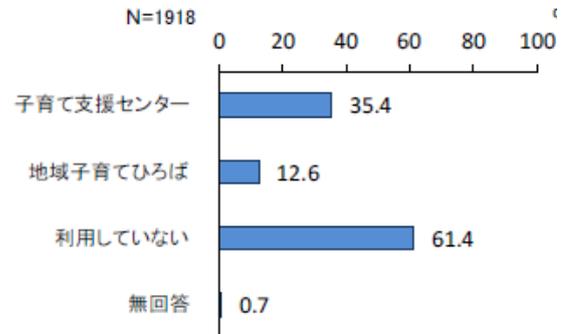
現在の教育・保育の利用状況を見ると、総数では私立保育園が最も多く、次いで私立幼稚園が多くなっています。

一方、今後の利用希望を見ると、市立保育園を希望する人が多くなっており、0歳からの利用を希望する人が私立保育園も含め多くなっています。これは、母親就労開始を希望する時期が早くなっていることに関連し、教育・保育の利用を検討する世帯が多いことがわかります。

◆ 子育て支援センターの利用状況と利用希望

<子育て支援センター・地域子育てひろばの利用状況>

全未就学児で集計すると「利用していない」と回答した人が61.4%と最も多く、次に「子育て支援センター」が35.4%、「地域子育てひろば」が12.6%となっています。



<子どもの年齢別 子育て支援センター・地域子育てひろば利用状況>

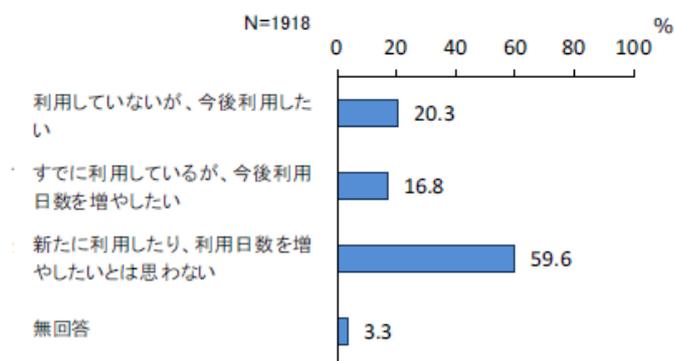
単位：%

区分	有効回答数(件)	子育て支援センター	地域子育てひろば	利用していない	無回答
0歳	345	55.9	16.2	41.7	0.9
1歳	319	47.0	18.8	49.5	0.6
2歳	302	40.7	20.2	54.3	0.3
3歳	322	27.6	7.8	69.6	0.3
4歳	307	23.8	7.8	73.3	1.3
5歳	323	15.8	4.6	81.1	0.9

年齢別で見ると、子育て支援センター、地域子育てひろばとも2歳以下で利用が多いことが分かります。子育て支援センターは0歳をピークに2歳に向けて利用者が減少しているのに対し、地域子育てひろばは2歳が最も高くなっています。

＜今後の子育て支援センター・地域子育てひろばの利用希望＞

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が59.6%と最も高くなっていますが、「利用していないが、今後利用したい」の割合が20.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が16.8%となっており、一定の潜在ニーズが見込まれます。



まとめ

＜子育て支援センターの利用状況と利用希望＞

子育て支援センターや地域子育てひろばは、出産後から2歳ごろまでの保育所・幼稚園の利用開始までの期間の利用が中心であり、当該の年齢層ではおよそ半数の世帯が利用しています。ここには、母親が就労している世帯も含まれているため、在宅の子育て世帯の利用状況は更に上がるものと思われます。

現在利用していない世帯の潜在的ニーズも見られるので、今後も利用増が見込まれます。

◆ 子育て世帯から求められているサービス

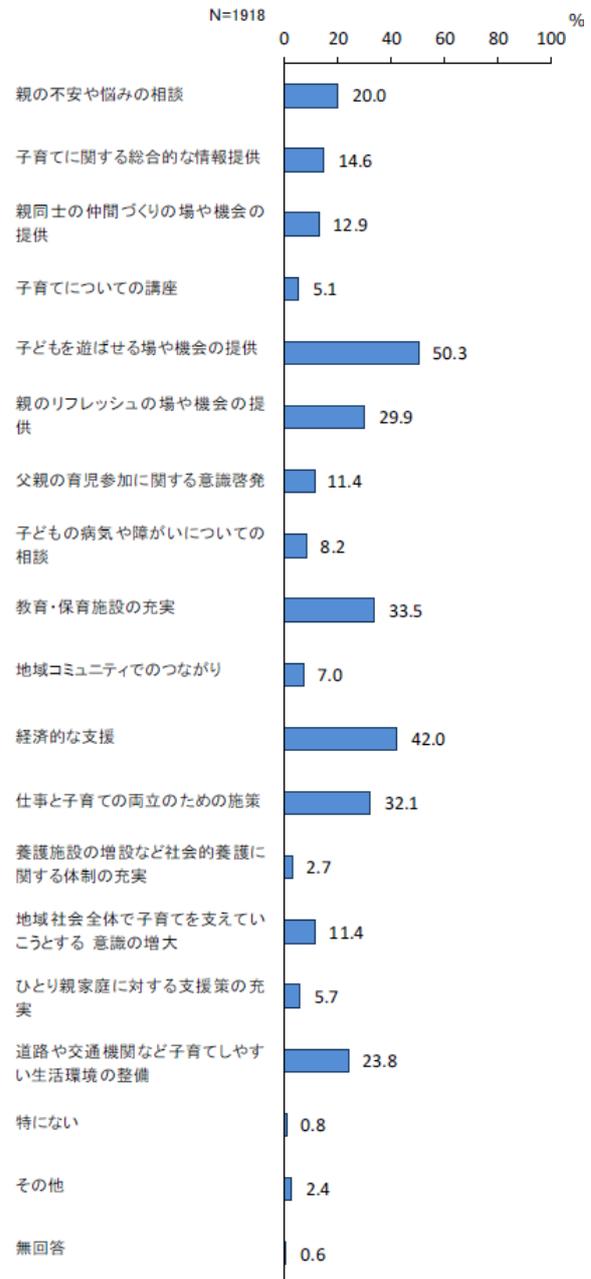
＜子育てに必要なサービスは何か＞（複数回答）

「子どもを遊ばせる場や機会の提供」の割合が50.3%と最も高く、半数以上の人が必要であると答えています。次に「経済的な支援」の割合が42.0%、「教育・保育施設の充実」の割合が33.5%となっています。

「教育・保育施設の充実」と関連する内容として、「仕事と子育ての両立のための施策」も32.1%と比較的高くなっており、これは経済的な支援とも関係しているものと思われます。

「道路や交通機関など子育てしやすい生活環境の整備」も23.8%と比較的高く、子どもを連れての移動など、日常生活に関連する課題に対しても一定のニーズがあるものと思われます。

「親の不安や悩みの相談」、「子育てに関する総合的な情報提供」、「親同士の仲間づくりの場や機会の提供」はそれぞれ13～20%程度ですが、合わせると45%を超える高いニーズがあることから、子育てに関する総合的なサポートが必要とされていることが分かります。



まとめ

《未就学児世帯から求められているサービス》

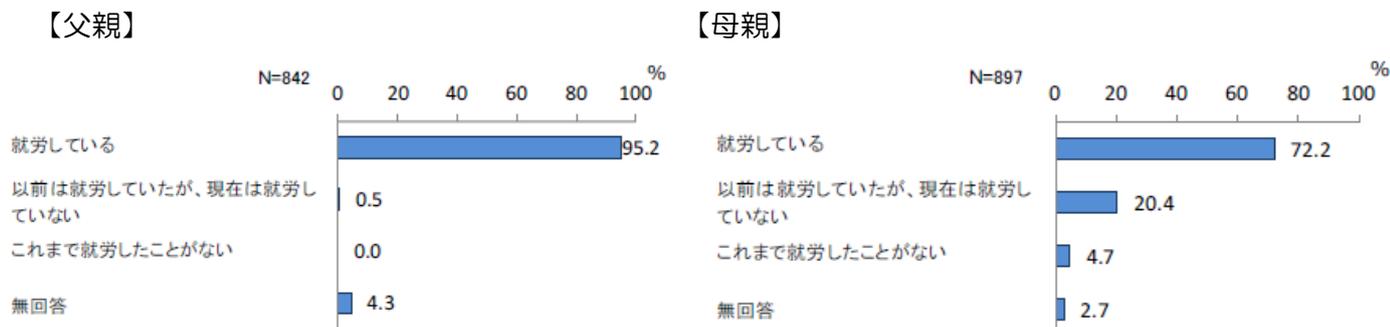
子育て世帯から求められるサービスとしては、大別すると「子どもの遊び環境」、「経済的支援」、「教育・保育の環境」、「仕事と子育ての両立」、「子育てしやすい日常の生活環境」、「相談などの保護者に対する支援」に大きなニーズがあることが分かります。

子育てしやすい環境の整備には、これらのニーズを中心にバランス良く対応していくことが必要と考えます。

(2) 就学児調査（小学校1年生～3年生）

◆ 就学児を持つ子育て世帯の就労状況と今後の就労希望

<保護者の現在の就労状況>



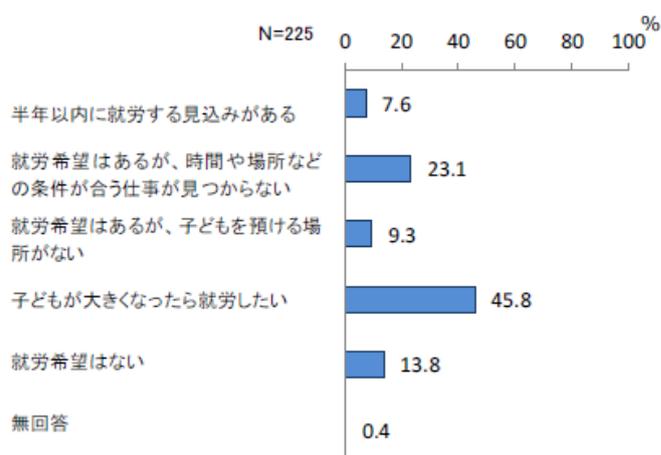
父親については、「就労している」が95.2%で最も高くなっています。

母親については、「就労している」が72.2%と最も高いものの、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が20.4%と高くなっています。

<現在非就労の場合の今後の就労希望（母親）>

「子どもが大きくなったら就労したい」の割合が45.8%と最も高く、次に「就労希望はあるが、時間や場所などの条件が合う仕事が見つからない」の割合が23.1%となっています。

「就労希望はない」の割合は13.8%となっています。



まとめ

◀就学児世帯の就労状況と就労希望▶

母親の就労状況は、未就学児の58.2%（フルタイム、パートの区別なく、育児休業中を含む）に比べて高くなっています。また母親が非就労の場合の「就労希望はない」と回答する人は未就学児よりも少なくなっており（未就学児は19.1%）、全体として未就学児の世帯よりも、就労している人あるいは就労を希望する人が多いことがわかります。

◆ 平日の放課後の小学生の過ごし方

<平日の放課後に何をして過ごしているか>

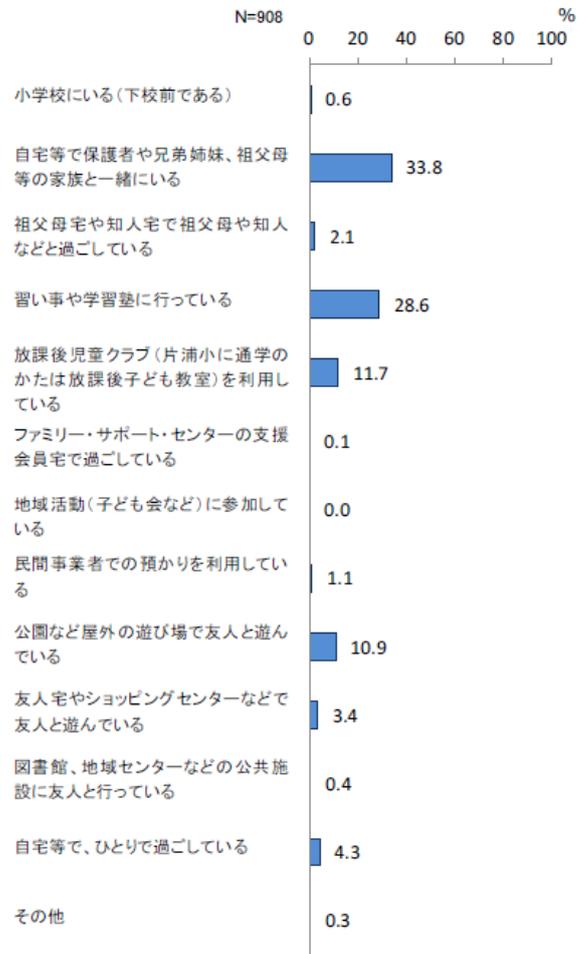
【14時～16時】

14時～16時の時間帯では、「小学校にいる（下校前である）」の割合が57.9%と最も高く、次に「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」の割合が12.6%、「放課後児童クラブ（片浦小に通学のかたは放課後子ども教室）を利用している」の割合が11.2%となっています。



【16時～18時】

16時～18時の時間帯では、「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」の割合が33.8%と最も高く、次に「習い事や学習塾に行っている」の割合が28.6%、「放課後児童クラブ（片浦小に通学のかたは放課後子ども教室）を利用している」の割合が11.7%となっています。この時間帯は、ほぼすべての小学生が下校しており、放課後の過ごし方の特徴が表れています。



【18時～20時】

18時～20時の時間帯では、「自宅等で保護者や兄弟姉妹、祖父母等の家族と一緒にいる」の割合が85.5%とほとんどの小学生が家族と過ごしており、ほかの過ごし方をしている小学生としては、「習い事や学習塾に行っている」が8.4%となっています。



まとめ

《平日放課後の小学生の過ごし方》

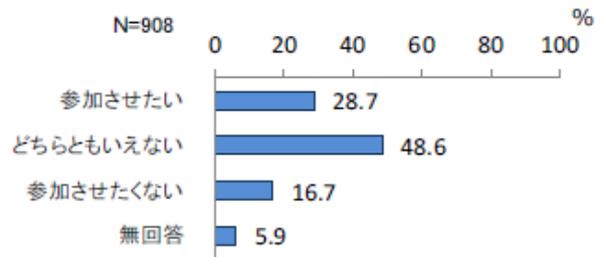
放課後の過ごし方では、14時～16時は「小学校にいる(下校前である)」が最も多く、16時以降は「自宅で家族と過ごす」が最も多くなっています。それ以外で多いのは「習い事や塾に行っている」と「放課後児童クラブ(または放課後子ども教室)で過ごしている」となっています。

「放課後児童クラブ(または放課後子ども教室)で過ごしている」は、「14時～16時」、「16時～18時」いずれの時間帯も2割弱を占めており、小学生の居場所として一定の役割を果たしています。

◆ 放課後子ども教室の参加希望

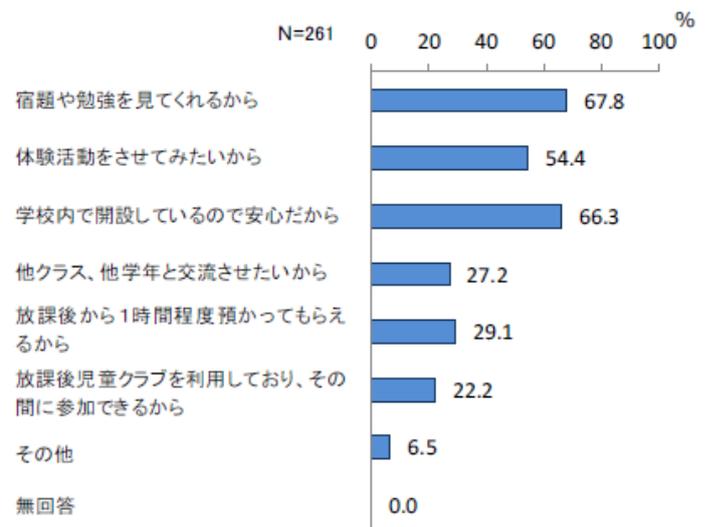
＜放課後子ども教室の参加希望＞

「どちらともいえない」の割合が48.6と最も高く、次いで「参加させたい」の割合が28.7%となっています。



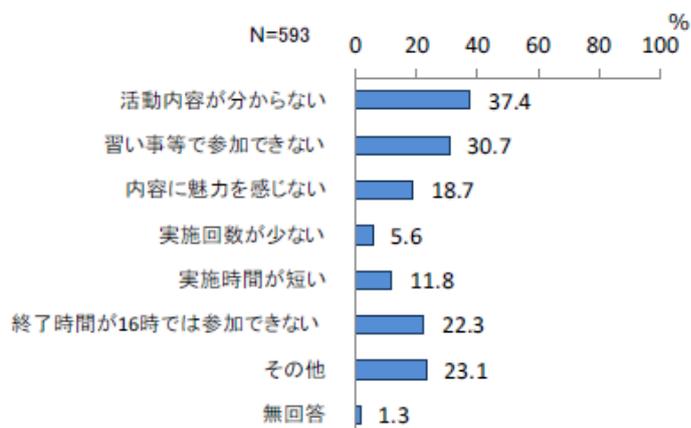
＜放課後子ども教室に参加させたい理由＞

「宿題や勉強を見てくれるから」の割合が67.8%と最も高く、次いで「学校内で開設しているので安心だから」が66.3%、「体験活動をさせてみたいから」の割合が54.4%となっています。



＜放課後子ども教室に参加させたくない、どちらともいえないと考える理由＞

「活動内容がわからない」の割合が37.4%と最も高く、次いで「習い事等で参加できない」の割合が30.7%となっています。



まとめ

＜放課後子ども教室への参加希望＞

放課後子ども教室への参加については、宿題や勉強のサポートに加え、学校内で開設しているという安心感を理由に参加させたいと答える人が多いものの、「活動内容がわからない」という答えた人が多いことから、十分に認知されていないことがわかります。

◆ 小学生が放課後を過ごす環境

＜小学生が放課後を過ごす環境として何を望むか（複数回答）＞

「保護者の就労の有無に関わらず、様々な体験をしながら時間を過ごせる場や機会の提供」の割合が43.8%と最も高く、次に「街区公園などの身近な遊び場の整備」の割合が42.4%、「子どもが自らの発想のもとに自由に遊べる遊び場の整備」の割合が31.5%となっています。



まとめ

＜小学生が放課後を過ごす環境に望むこと＞

遊び場や体験の機会の提供といったニーズが上位を占めていることから、家庭生活や学校の授業の中だけでは得られない経験を大切にしたい、と考えている保護者が多いことが分かります。

また、放課後児童クラブや放課後子ども教室の拡充、地域における支援者の増加、身近な居場所の提供というニーズも一定の割合となっており、バランス良く環境作りを進めていくことが必要になっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画において目指すべき基本的な方向性として、次の基本理念を設定します。

『すこやかに子どもを育む地域の環

子育て安心都市小田原』

子どもは、私たちの未来を担う大切な社会の宝です。すべての人々が子どもや子育てに関心を持ち、子どもの幸せを第一に考えながら、社会情勢の変化や子育て家庭を取り巻く環境の変化に応じた多様な子育て施策を推進していくことは、子どもと子育てをめぐる様々な課題を解決していく上での最重要課題の一つであります。

本計画では、子育てをする家庭を中心として、学校、地域、企業、行政等の社会全体が一体となって多様かつ切れ間のない持続可能な子育て支援を推進していくことで、小田原の子どもたちをたくましく、心豊かに育み、子どもを産み育てることに夢と希望と誇りを持てる「すこやかに子どもを育む地域の環 子育て安心都市小田原」の実現を目指します。

2. 基本的な視点

基本理念に基づき、次の3つの基本的な視点を大切に取り組んでいきます。

(1) 子どもの視点

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう子ども・子育て支援を推進することが必要です。

乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが社会の責任です。

(2) 子育て中の保護者に対する支援の視点

子育ては、子どもに限りない愛情を注ぐことを通して、日々成長する子どもの姿に感動しながら、親も親として成長していくという尊い営みです。

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという前提のもとに、地域や学校など社会全体が保護者に寄り添い、妊娠から出産、子育ての中で切れ目のない支援を行うなど、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長と子育ての喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが必要です。

(3) 社会全体による支援の視点

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

したがって、行政、家庭、地域、職域など社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれが協働しながら役割を果たしていくことが必要です。

3. 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもとに、次の4つの基本目標を掲げ計画を推進していきます。

(1) 安心して楽しく産み育てることができる環境づくり

核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化、待機児童問題、子どもの貧困など、子育て家庭を取り巻く地域社会の状況が変化する中で、子育てに対する様々な不安感、負担感が生じています。また、ライフスタイルの多様化などを背景として、子育て支援に対するニーズの多様化が進んでいます。乳幼児期の教育、保育、子育て支援の環境整備においては、子育て世帯のニーズに沿った施策を推進するため、子育て支援に関する情報発信や相談体制の充実を図るなど、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を推進することで、安心して楽しみながら子育てができる環境づくりを進めていきます。

(2) 子どもの発達に応じた育ちを支援する環境づくり

子どもたちは、それぞれの発達の段階における自然な心身の成長に伴い、周囲の環境と関わり合いながら、生活に必要な能力を獲得していきます。その意味では周囲の環境がもたらす影響は大きく、子どもたちの健やかな育ちを保障するため、多様性に配慮した教育・保育環境の充実を図り、発達段階に応じた適切な保護者の関わりを促すとともに、乳幼児期から青壮年期に至るまでのライフステージに応じた一貫した相談・支援体制を構築するなど、質の高い教育・保育、子育て支援を提供できる環境づくりを進めていきます。

(3) 子育てと仕事の両立を支援する仕組みづくり

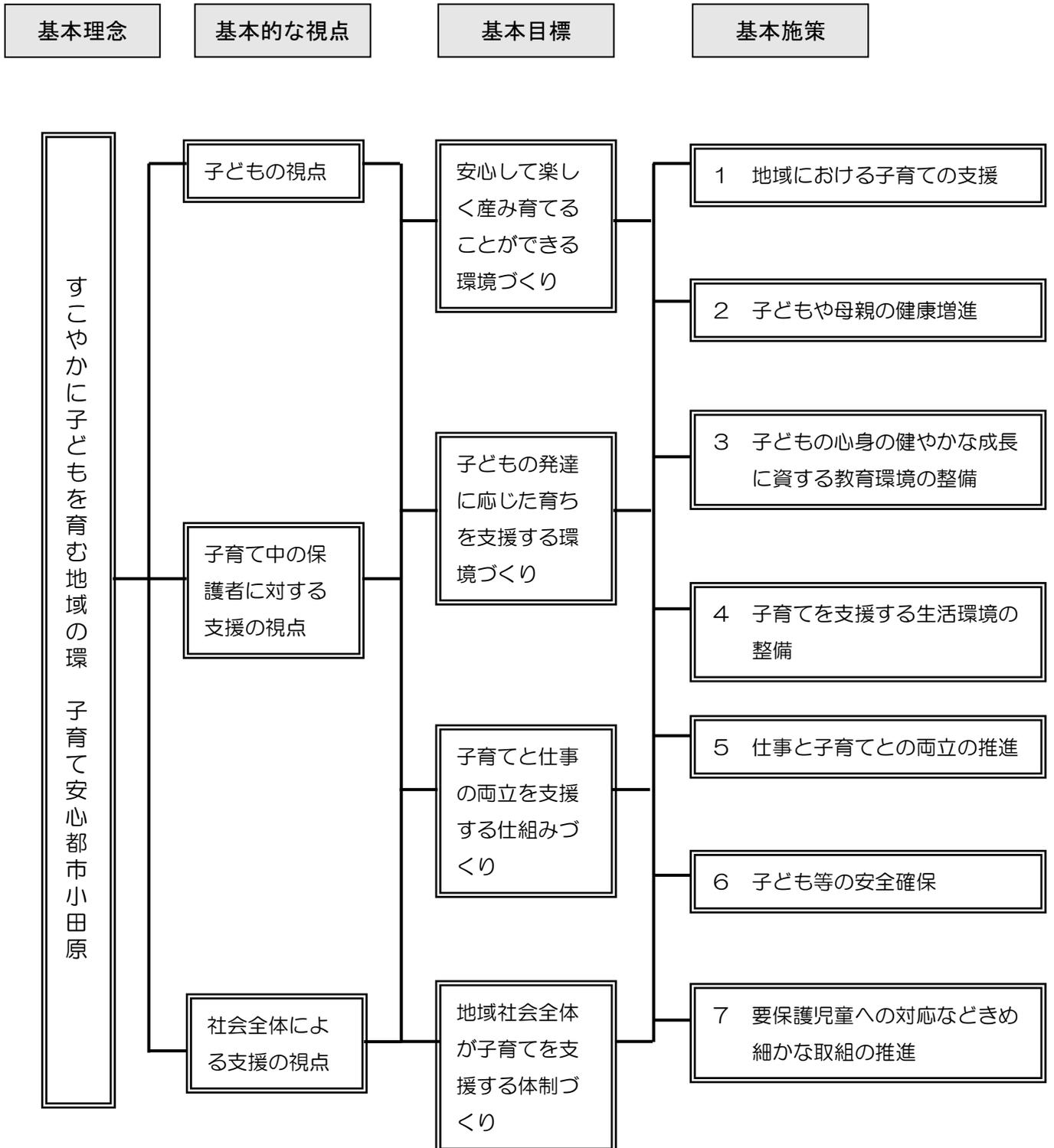
長時間労働になりがちな父親の子育て参画の促進など、男女が共に子育ての責任を担い、協力して家庭を築くなど、仕事と子育ての両立を希望する子育て家庭を支える環境を整備するほか、子育て関連施設や企業との連携強化など、多様化する就労環境やニーズを踏まえながら子育てと仕事のバランスを保つことができるような仕組みづくりを進めていきます。

(4) 地域社会全体が子育てを支援する体制づくり

近隣に住む子どもの減少や、地域コミュニティの希薄化などにより、子育て世帯を取り巻く地域環境が変化する中、子どもの健やかな育ちにおける地域の役割はますます重要になってきています。地域社会における子育ての意義の理解が一層進み、地域社会全体が子どもと子育て家庭に寄り添い、支えられる体制づくりを進めていきます。

4. 施策の体系

基本目標を柱として7つの基本施策の体系を定め、施策を展開していきます。



第4章 施策の展開

基本目標の実現に向けて、本市で推進する子ども・子育て支援に関する基本施策を設定し、基本施策ごとの主要な事業を個別事業として位置付けます。

なお、子ども・子育て支援法に基づいて実施する事業を重点事業（★印で表示）とします。

基本施策1 地域における子育ての支援

安心して子どもを産み育て、子どもが心身共に健やかに成長するために、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援に努めるほか、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めていきます。

また、ライフスタイルや働き方、子育てに関する価値観が多様化する中で、待機児童の解消や幼児期の教育・保育サービスに対する様々なニーズへの対応、経済的負担の軽減を図るなど、教育・保育サービスの提供体制を計画的に確保し、質の向上に努めていきます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

すべての家庭における子育てを支援するため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、その周知に努めます。

事業名	事業内容	担当課
子育て支援拠点管理運営事業★	子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、講座等の開催を通じ、子育て家庭に総合的な支援を行う。	子育て政策課
地域子育てひろば事業★	未就園児の保護者同士の交流や情報交換の場となる地域子育てひろばを運営する。	子育て政策課
一時預かり事業★	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。	保育課
ファミリー・サポート・センター運営事業★	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人の登録及び管理、援助活動の調整を行う。	子育て政策課
病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)★	病期中又は病気回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を一時的に預かる。	保育課
養育支援家庭訪問事業★	保護者の養育支援が必要である家庭に対し、その居宅を訪問し助言や指導を行うほか、ヘルパーを派遣し家事支援等を行う。	子育て政策課
子育て世代包括支援センター★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課
母子訪問指導事業★	妊婦や乳幼児を持つ家庭に保健師等が訪問を行い、発達の確認、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課

乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)★	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課
放課後子ども教室推進事業	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課
地域の見守り拠点づくり事業	地域の大人が地域の子どもの見守り、子どもが安心して集まり活動できる居場所づくりを支援する。	青少年課
プレイパーク事業	子どもたちに公園を中心とした居場所を提供することで、子どもたちの安全確保と健全育成を図る。	青少年課
児童プラザ管理運営事業	子どもや保護者が楽しく安全に遊ぶことが出来る屋内遊び場を運営する。	子育て政策課

(2) 幼児期の教育・保育サービスの充実

子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを生き育てられる環境を整えるため、多様化する幼児期の教育・保育サービスの「量」の確保とあわせて、「質」の向上に対する支援をします。

事業名	事業内容	担当課
通常保育事業★	家庭で保育することができない児童を保育所等で預かり、保育を行う。保育の必要量に対する受け皿の確保を図る。	保育課
延長保育促進事業★	保護者の就労状態等に対応するため、通常の利用時間以外の時間において、時間を延長して保育を行う。今後、受入れの拡大と時間延長に努める。	保育課
休日保育事業	保護者の就労状態等に対応するため、日曜・祝日等に保育を行う。	保育課
乳児保育促進事業	0歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。	保育課
障がい児保育促進事業	保育士等の体制を整え、障がいのある児童の保育を行う。	保育課
認可外保育施設への支援事業	認可外保育施設の保育環境の向上を図るため、助成や指導を行う。	保育課
公立保育所運営管理事業	公立保育所の施設等の維持・修繕や、給食の提供、職員の研修、賠償保険関係などを含めた運営管理を行う。	保育課
民間保育所運営費補助事業	民間保育所の運営が円滑に行われるよう人件費等を補助する。	保育課
公立保育所施設整備事業	安全を確保し、多様な保育ニーズに対応するため施設整備を行なう。	保育課
民間保育所等施設整備補助事業	安全で多様な保育サービスに対応できるように、民間保育所等における施設の改築・新規開設や大規模修繕等に対して助成を行う。	保育課

認定子ども園整備事業	教育・保育を一体的に行い、地域における多様な保育ニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園での認定こども園の設置を検討する。	保育課
公立幼稚園教育推進事業	介助教諭等の配置や延長保育の実施のほか、臨床心理士等の派遣や各種研究事業を通じて教諭の資質向上を図る。	教育指導課
私立幼稚園教育推進事業	園児の内科検診や教職員の資質向上を図るため、研修・研究活動を支援する。	保育課 教育指導課
病児・病後児保育事業（乳幼児健康支援一時預かり事業）（再掲）★	病氣中又は病気回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を一時的に預かる。	保育課
一時預かり事業（再掲）★	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。	保育課

（３）子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育てサービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図るため、子育て支援サービス等のネットワークの形成を進め、子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう情報提供に努めます。

事業名	事業内容	担当課
子育てマップ（びんたっこ）発行事業	子育て世帯に有用な情報を一冊にまとめ、配布する。	子育て政策課
ママパパ子育て知恵袋メール配信事業	妊婦や乳幼児を持つ親等を対象に、妊娠や出産・育児に関する情報をメールで提供し、不安の軽減を図る。	健康づくり課
子育て支援フェスティバル開催助成事業	子育て中の親子が、楽しみながら子育ての知識を得られる「子育て支援フェスティバル」を開催する実行委員会に対し、補助金を交付する。	子育て政策課
子育て世代包括支援センター（再掲）★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課
母子訪問指導事業（再掲）★	妊婦や乳幼児を持つ家庭に保健師等が訪問を行い、発達の確認、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（再掲）★	生後４か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課
情報発信支援事業	子どもに関連する地域の活動情報を集約し、地域に発信する取組を支援する。	青少年課

（４）子どもの健全育成

子どもたちが自ら育つ力を持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、子ども同士で遊んだり、様々な学習・体験ができる子どもの居場所づくりや機会の提供を進めます。

事業名	事業内容	担当課
総合型地域スポーツクラブの推進	スポーツ活動を気軽に、継続的に行うことができるよう「総合型地域スポーツクラブ」を支援していく。	スポーツ課

公園再整備事業	総合公園や街区公園について計画的に老朽化施設の更新及び公園の改築を行う。	みどり公園課
まちなかの公園整備事業	みどりの広場や無償借地等の活用により、身近な公園整備を進める。	みどり公園課
児童遊園地管理補助事業	自治会など地域で管理する児童遊園地の新設、遊具の補修・増設、運営費等の助成を行う。	子育て政策課
子どもにやさしいまちづくり事業	地域社会全体で子どもの遊びや成育にかかわり、子ども自身が本来持つ力を発揮しながら社会の中で成長していける環境を整えていく。	子育て政策課
ウッドスタート事業	地域産木材で製作されたおもちゃを乳幼児に配布することで、感性豊かな乳幼児期から子どもが木に触れながら育つ環境を提供するとともに、地域産木材の利用拡大を目的として実施する。	農政課
体験学習事業	学校や世代を超えた交流による自然体験や社会体験、生活体験などの体験学習の機会を提供する。	青少年課
指導者養成研修・派遣事業	青少年指導者を養成し、様々な体験事業に派遣することで、内容の充実を図る。	青少年課
子ども会支援事業	市子ども会連絡協議会をはじめ、単位子ども会や学区連合子ども会の様々な活動を支援する。	青少年課
地区健全育成組織支援事業	地区健全育成組織が行う地域活動を活性化させるために、地域の実態に即した活動を支援する。	青少年課
青少年育成推進員支援・活用事業	青少年育成推進員協議会が、青少年の非行防止及び健全育成のために行う活動を支援する。	青少年課
地域の見守り拠点づくり事業(再掲)	地域の大人が地域の子どもの見守り、子どもが安心して集まり活動できる居場所づくりを支援する。	青少年課
プレイパーク事業(再掲)	子どもたちに公園を中心とした居場所を提供することで、子どもたちの安全確保と健全育成を図る。	青少年課
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(再掲)★	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課
放課後子ども教室推進事業(再掲)	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課
子どもの読書活動推進事業	読書活動が、子どもの能力を伸ばし、健やかな成長に大きく関わることについての理解を広げ、子どもや子育て世代に向けた内容を充実させるため講演会等を実施する。	図書館

(5) 幼児期の教育・保育にかかる経済的支援

子育て家庭に対し、各種の経済的な支援を進めます。

事業名	事業内容	担当課
児童手当支給事業	中学校卒業までの児童に児童手当を支給する。	子育て政策課
就園就学支援事業	幼稚園の日用品、文房具、行事参加費及び副食費の援助、小中学校の学用品費や学校給食費等の援助等により、保護者の経済的負担の軽減を図る。	保育課・教育指導課

基本施策 2 子どもや母親の健康増進

子どもや母親の心身の健康を確保するために、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、支援体制の充実を図るとともに、子育てや、心や体の健康、食に関する正しい知識を普及・啓発していきます。

(1) 妊産婦・乳幼児に切れ目のない保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて、子どもや母親の健康が確保されるように、健康診査や訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

また、親の育児不安の解消を図るため、乳幼児健診等の場を活用し、親への相談指導を実施し、児童虐待の発生予防や事故の予防のための啓発等の取組を進め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

事業名	事業内容	担当課
子育て世代包括支援センター（再掲）★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課
妊婦健康診査事業★	妊娠中に14回まで妊婦健康診査費用の一部を助成する。	健康づくり課
妊婦歯科健康診査事業	妊娠中に1回妊婦歯科健康診査を指定歯科医院で実施、費用の一部助成をする。	健康づくり課
母子健康教育事業	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活を送り、安全に出産が迎えられようママパパ学級を行う。乳幼児を持つ親等を対象に、子育て応援講座で育児に関する情報を提供し、親子教室で育児不安の軽減を図るための教室を実施する。	健康づくり課
乳幼児健康診査事業	保健センターや指定医療機関において、4か月児健康診査、8～9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の4歳・5歳児に尿検査を実施する。	健康づくり課
育児相談事業	保健センター等での定例育児相談や、地区公民館等で出張による相談を行う。また、保健センターや子育て世代包括支援センターでは、電話や来所による相談を随時実施する。	健康づくり課
母子訪問指導事業（再掲）★	妊婦や乳幼児を持つ家庭に保健師等が訪問を行い、発達の確認、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（再掲）★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期における性の問題に対応するため、性に関する健全な意識を持ち、正しい知識の普及を図ります。

また、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や、自殺の兆候の早期発見等に取り組むことや、心のケアのための相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
保健推進事業	年齢に応じた性教育の実施や生活習慣等について、児童生徒や保護者に対して保健指導を進める。	学校安全課
登校支援事業	不登校児童・生徒のための教育相談指導学級を運営する。また、中学校に不登校生徒訪問相談員及び校内支援室指導員を配置する。	教育指導課
教育相談事業	専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進める。	教育指導課
青少年相談事業	ひきこもりや若年無業者（ニート）、不登校、親子や友人との関係などの問題で悩む子供、若者やその保護者からの相談に対応する。	青少年課
児童相談事業	児童相談員を配置するなど、相談体制を整備し、子育てについての様々な悩みに対応するほか、要保護児童、要支援児童または特定妊婦への適切な保護や支援を図る。	子育て政策課

(3) 食育の推進

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を行い、乳幼児期からの適切な食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家庭関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

事業名	事業内容	担当課
食育実践活動事業	地域において食生活実践活動を行っている小田原市食生活改善推進団体に食生活実践活動事業として委託し、食に関する知識の普及を図り、保健事業を効果的に実施する。	健康づくり課
食育啓発事業	望ましい生活習慣や食習慣を身に付けさせるため、児童生徒への食に関する指導の充実を図る。また、子どもと保護者を対象にした食育イベント等を開催する等啓発に努める。	学校安全課
魚ブランド化促進事業	地魚を使った学校給食メニューを提供するとともに、旬の地魚を使った料理教室を開催し、小田原で獲れる魚を知って食べてもらうことで、魚食普及を進める。	水産海浜課
ふれあい漁業推進事業	子どもたちにみなとまつりで定置網漁業の見学をしてもらうことで、港や海、人とふれあうとともに漁業や水産業に関する知識を深めてもらう。	水産海浜課

(4) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるため、小児医療の充実・確保に努めます。

また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、小児医療費の助成制度の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
休日・夜間診療事業	小田原市休日・夜間急患診療所にて休日及び夜間における小児科診療を実施する。	健康づくり課
小児深夜救急医療事業	毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施する。	健康づくり課
育成医療給付事業	障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要である児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。	障がい福祉課
未熟児養育医療費助成事業	病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を助成する。	子育て政策課
小児医療費助成事業	子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	子育て政策課

基本施策 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、次代の親の育成、生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進をし、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり、地域の人々との交流や実際に体験する機会を持つことで自ら学ぶ環境づくりを目指します。

(1) 次代の親の育成・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの意義を実感できるような取組を進めます。

また、次代の担い手である子どもが、いきいきと個性豊かに生きる力を育むことができるように、基礎的な学力を身に付けさせるとともに、自ら考え判断し、表現する力を育みます。また、思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育むとともに、たくましく生きるための健康や体力づくりを進め、学校の教育環境の整備に努めます。

<次代の親の育成>

事業名	事業内容	担当課
保育体験学習事業	保育園、幼稚園において中学生が乳幼児とふれあう保育体験学習を実施する。	保育課

<子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備>

○確かな学力の向上

事業名	事業内容	担当課
外国語教育推進事業	子どもの外国語に対する興味・関心を高められるよう、外国語指導助手を公立幼稚園や小中学校に配置する。	教育指導課
日本語指導協力者派遣事業	外国につながるの児童・生徒が、学校内でより良い人間関係づくりを構築し、学習することができるよう支援するために、日本語指導等を行う人材を学校に派遣し、適切な学校教育の機会を確保する。	教育指導課
読書活動推進事業	小中学校に学校司書を配置し、学校図書館の充実を図る。	教育指導課
学力向上支援事業	児童生徒に必要な学力を定着させるため、少人数指導スタッフ等を配置する。	教育指導課

○豊かな心の育成

事業名	事業内容	担当課
人権教育	児童生徒への人権尊重の精神の涵養を図る。	教育指導課
二宮尊徳学習事業	二宮尊徳翁の事績等を学習し、郷土の先人を愛する心を育て、自己の生き方の一助とする。	教育指導課

学校等アウトリーチ事業	次世代を担う子どもたちの豊かな情操を育て、創造力や感性を刺激するため、市内公立学校等を対象にアウトリーチ活動を開催し、本物の芸術に触れる機会を設け、文化の裾野を拡げていきます。	文化政策課
-------------	--	-------

○健やかな体の育成

事業名	事業内容	担当課
健康診断事業	学校保健安全法に基づき、心臓疾患検診、腎臓疾患検診など児童生徒等の定期健康診断を実施する。	学校安全課
ウォーキングタウン小田原・歩育推進事業	子どもたちの豊かな心や生きる力を育む「歩育」を推進する。	スポーツ課

○信頼される学校づくり

事業名	事業内容	担当課
学校施設整備事業	学校施設の長寿命化を含めた再整備の検討を行う。	学校安全課
教育環境質的向上事業	トイレの改修、特別教室の空調設備等の整備を行い、教育環境の質的向上を目指す。	学校安全課
教育ネットワークシステム整備事業	教育ネットワークシステムの円滑な運用を図るとともに、授業へのさらなる活用や、学校ホームページ等を用いた情報発信のさらなる充実を推進する。	学校安全課
学校施設安全対策事業	非構造部材の耐震化、外壁の改修等、学校施設の安全に係る整備を行う。	学校安全課
学校災害給付事業	事故防止のために安全教育を徹底し、事故に際しては災害賠償補償制度を利用し医療費に対する補助などを行なう。	学校安全課
特色ある学校づくり推進事業（未来へつなげる学校づくり推進事業）	子どもや教職員、保護者、地域の願いを生かし、小田原の良さを生かした特色ある学校づくりを推進する。	教育指導課
学校木の空間づくり事業	地域産木材の継続的利用、教育・学習環境の向上や地域との連携強化など様々な観点から市内小学校の内装木質化を行う。	農政課

(2) 家庭や地域の教育力の向上・子どもを取り巻く有害環境対策の推進

学校、家庭、地域が連携・協力し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供、自然環境等地域の教育資源を活かした多様な体験活動機会の充実等、家庭や地域における教育力を総合的に高めます。

また、子どもに対する悪影響が懸念される性や暴力等に関する有害情報については、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主規制措置を働きかける等、有害環境対策を推進します。

事業名	事業内容	担当課
学校支援地域本部推進事業	学校支援地域本部を設置し、学校の教育活動の支援をするスクールボランティアを中心とする教育活動を推進する。	教育指導課

学生ボランティアの活用	教育活動を支援する学生を派遣し、教育活動の活性化を図る。	教育指導課
家庭教育学級事業	P T A等で実施される学習会や、入園、入学前説明会の際の家庭教育講座等を行う。	生涯学習課
尊徳学習推進事業	尊徳生誕地としての地域的特性を生かし、尊徳の生きた時代の生活・仕事の追体験等、子どもが尊徳の教えに親しむための機会を提供する。	生涯学習課
青少年環境浄化推進事業	有害図書類の回収やカラオケボックス等への実態調査等により、青少年を取り巻く社会環境の向上を推進する。	青少年課
環境学習事業	市内の小学校を中心に、水源林の保全・再生活動（間伐体験など）を始め、地球温暖化、ごみの現状と取組やエネルギー問題など、様々なフィールドを活用した総合的な環境学習の取組を進める。	環境政策課
わたしの木づかいパイロット事業	市内の小学校で森林学習（座学）や間伐体験、木工場見学、地域産木材を使ったモノづくりを行う。	農政課
森のせんせい養成・派遣事業	森林・林業・木材産業に関する知識を備え、市民に対して普及啓発を図ることができる人材を養成する。養成後は、市内小学校への森林環境学習など様々な活動に派遣する。	農政課

基本施策 4 子育てを支援する生活環境の整備

安心して子どもを育てるためには、良質な住宅や良好な居住環境の確保、犯罪等の防止に配慮した環境設計、安全な道路交通環境を整備します。また、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、バリアフリー化を進めるなど、子育て世帯が安心して外出できる環境を整えとともに、情報提供に努めます。

(1) 良質な住宅の確保、良好な居住環境の確保

子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、市営住宅については、入居者の選考にあたり、子育て世帯が入居しやすくなるよう配慮します。

また、住宅市街地における子育て世帯の生活の利便性を確保するため、小田原市立地適正化計画に基づき、交通結節点である駅周辺における都市機能や居住機能の集約化に取り組みます。

事業名	事業内容	担当課
立地適正化計画推進事業	生活の利便性を確保するため、拠点駅周辺への生活サービス施設等の都市機能や居住の誘導を図る。	都市政策課
市営住宅考査時の配慮	考査入居の住宅困窮度を点数化するにあたり、子育て世帯に加点し、入居しやすくなるよう配慮する。	建築課

(2) 安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備・安全・安心まちづくりの推進

妊産婦や子ども、乳幼児連れの者等すべての人が安全に安心して通行できるよう、段差の解消等のバリアフリー化や交通安全施設の整備を進め、関係機関と連携を図りながら、安全な道路交通環境の整備を推進します。

また、乳幼児を連れて安心して外出できるよう、公共施設等においてベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置を整えとともに、情報提供に努めます。

事業名	事業内容	担当課
バリアフリーネットワーク事業	歩行者の安全確保を優先とし誰もが安心して歩けるネットワークづくりを推進する。	道水路整備課
交通安全施設の充実	道路照明灯、防護柵、カーブミラーなどの交通安全施設の整備や維持修繕を行う。	道水路整備課 (学校安全課)
市民生活道路の改良事業	狭あいな道路の拡幅整備を行うとともに、円滑な通行の支障となっている交差点の改良などを行う。	道水路整備課
地域防犯灯整備事業	夜間における地域住民の通行の安全を確保するため、ESCO 事業を導入し、LED 防犯灯の整備と管理を行う。	地域安全課
自転車等放置防止対策事業	道路、公園等に自転車等が放置されることを防止するため、自転車利用者に対して指導啓発を行う。	地域安全課
こそだてにやさしいまなざし事業	乳幼児を連れて安心して外出ができるように、乳幼児を抱えた家庭にやさしいサービスを提供するお店や施設の紹介を行う。	子育て政策課

基本施策 5 仕事と子育てとの両立の推進

仕事と家庭生活の両立を推進し、安心して子育てができるように、企業への意識啓発、多様な働き方に対応した保育サービスや子育て支援サービスを充実させていきます。

(1) 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)実現のための働き方の見直し

仕事と家庭生活を両立させるため、すべての人が多様な働き方を選択できるよう、ワークライフバランスについての講座の実施や情報の提供等を積極的に行います。

事業名	事業内容	担当課
労働教育事業	新しい時代に即応できるよう、勤労者の知識の習得を図るために、労働問題講演会を開催する。	産業政策課
おだわら企業スクール事業	新たな担い手となる創業者の発掘と起業家支援を図るため、おだわら企業スクールを開催する。	産業政策課
女性の就業支援講座	女性の就業支援のため、就業に役立つスキルの向上を目指す講座の開催や情報の提供を行う。	人権・男女共同参画課

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

多様な働き方に対応した保育サービスや子育て支援サービスの充実を図るなど、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
通常保育事業(再掲)★	家庭で保育することができない児童を保育所等で預かり、保育を行う。保育の必要量に対する受け皿の確保を図る。	保育課
延長保育促進事業(再掲)★	保護者の就労状態等に対応するため、通常の利用時間以外の時間において、時間を延長して保育を行う。今後、受入れの拡大と時間延長に努める。	保育課
休日保育事業(再掲)	保護者の就労状態等に対応するため、日曜・祝日等に保育を行う。	保育課
乳児保育促進事業(再掲)	0歳児の保育を行う。今後、定員枠の拡大に努める。	保育課
障がい児保育促進事業(再掲)	保育士等の体制を整え、障害のある児童の保育を行う。	保育課
認可外保育施設への支援事業(再掲)	認可外保育施設の保育環境の向上を図るため、助成や指導を行う。	保育課
公立保育所運営管理事業(再掲)	公立保育所の施設等の維持・修繕や、給食の提供、職員の研修、賠償保険などを含めた運営管理を行う。	保育課
民間保育所運営費補助事業(再掲)	民間保育所の運営が円滑に行われるよう人件費等を補助する。	保育課
公立保育所施設整備事業(再掲)	安全を確保し、多様な保育ニーズに対応するため施設整備を行なう。	保育課

民間保育所等施設整備補助事業（再掲）	安全で多様な保育サービスに対応できるように、民間保育所等における施設の改築・新規開設や大規模修繕等に対して助成を行う。	保育課
認定子ども園整備事業（再掲）	教育・保育を一体的に行い、地域における多様な保育ニーズに対応するため、既存の保育所、幼稚園での認定こども園の設置を検討する。	保育課
病児・病後児保育事業（乳幼児健康支援一時預かり事業）（再掲）★	病氣中又は病氣回復期にあり、集団保育や幼稚園での生活ができない児童を一時的に預かる。	保育課
一時預かり事業（再掲）★	通院、冠婚葬祭等で、一時的に家庭で保育することができなくなった児童の保育を行う。今後、実施園の拡大に努める。	保育課
ファミリー・サポート・センター運営事業（再掲）★	育児支援を受けたい人と育児支援ができる人の登録及び管理、援助活動の調整を行う。	子育て政策課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲）★	就労等により、昼間家庭に保護者のいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供する。	教育総務課
放課後子ども教室推進事業（再掲）	放課後の安全・安心な子どもの居場所として、学習やスポーツ、文化活動等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供する。	教育総務課
勤労者融資対策預託金事業	低金利で融資を受けることができるよう金融機関に資金を預託する。	産業政策課

基本施策 6 子ども等の安全確保

子どもが交通事故や犯罪などの被害に遭うことがなく、安心して生活できる環境を整えます。地域社会全体で子どもを守るため、家庭、地域、学校、行政、関係機関が連携し、安全を確保するための取組や防犯対策を推進します。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進・子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを交通事故等から守るため、警察、交通指導員、学校、地域等と連携し、交通安全教育を推進します。また、子どもを犯罪等から守るため、地域住民の防犯意識を向上させ、学校、家庭、地域で連携し、地域ぐるみで子どもを犯罪等から守る取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課
地域防犯力強化事業	地域住民による自主防犯活動の普及、充実を図るとともに、地域における「顔の見える関係づくり」を構築し、地域の防犯力を高める。	地域安全課
交通安全運動推進事業	小田原警察署や各関係機関・団体と連携を図りながら、交通安全対策に取り組むとともに、保育園、幼稚園、小学校、高齢者等を対象に交通教室を開催し、交通ルールや交通マナーの教育、啓発を行う。	地域安全課
交通安全団体活動費補助事業	小田原交通安全協会、小田原市交通安全対策協議会に対して活動費を助成する。	地域安全課
街頭指導活動事業	各地域の青少年育成推進員や健全育成組織による夜間指導等を実施する。	青少年課

(2) 被害にあった子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもや少年非行等の問題を抱えた子どもの精神的な立ち直りを支援するために、このような子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携して、きめ細かな対応の実施に努めます。

事業名	事業内容	担当課
教育相談事業（再掲）	専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進める。	教育指導課
青少年相談事業（再掲）	ひきこもりや若年無業者（ニート）、不登校、親子や友人との関係などの問題で悩む子供、若者やその保護者からの相談に対応する。	青少年課
児童相談事業(再掲)	児童相談員を配置するなど、相談体制を整備し、子育てについての様々な悩みに対応するほか、要保護児童、要支援児童または特定妊婦への適切な保護や支援を図る。	子育て政策課

基本施策 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の予防・防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等により、支援を必要とする子どもや家庭に対し、適切な支援を図るとともに、きめ細かな取組を推進します。

また、支援を必要とする子どもを地域全体で見守り、すべての子どもが安心して生活できる社会を目指します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努めるため、訪問による支援・指導を拡大します。また、予防と適切な対応ができるように児童の相談体制、関係機関との連携体制を充実します。

事業名	事業内容	担当課
児童相談事業(再掲)	児童相談員を配置するなど、相談体制を整備し、子育てについての様々な悩みに対応するほか、要保護児童、要支援児童または特定妊婦への適切な保護や支援を図る。	子育て政策課
子育て世代包括支援センター(再掲)★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課
母子訪問指導事業(再掲)★	妊婦や乳幼児を持つ家庭に保健師等が訪問を行い、発達の確認、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課
養育支援家庭訪問事業(再掲)★	保護者の養育支援が必要である家庭に対し、その居宅を訪問し助言や指導を行うほか、ヘルパーを派遣し家事支援等を行う。	子育て政策課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の促進

ひとり親家庭等への自立や就労の支援、児童に関する相談体制の充実など、子育てに困難を抱えている家庭への支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
市営住宅への入居優遇(ひとり親)	ひとり親の市営住宅への入居にあたり、優先度を高めるよう配慮する。	建築課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分を助成する。	子育て政策課
児童扶養手当支給事業	父母の離婚・父の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、母子世帯または父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する。	子育て政策課

母子家庭等自立支援事業	母子・父子自立支援員を設置するほか、技能、資格の取得を支援するための教育訓練給付金や利子補給金等を支給。各種セミナーを実施する。	子育て政策課
-------------	--	--------

ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等が自立に必要な事由や疾病などにより、一時的に介護・保育などの支援が必要になった場合に、家庭生活支援員を派遣する。	子育て政策課
-----------------	---	--------

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもとその家庭に対して、一人ひとりの障がいに応じた、きめ細かい支援を行っていきます。また、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・早期治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校等における健康診断等を実施します。地域の中で安心して生活ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の各施策の円滑な連携を図ります。

事業名	事業内容	担当課
障がい児保育促進事業（再掲）	保育士等の体制を整え、障がいのある児童の保育を行う。	保育課
障がい児通所支援事業	障がい児や発達に課題のある児童が、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の事業を利用し、生活能力の向上、集団生活への適応等に必要な訓練、その他のサービスを受けることを支援する。	障がい福祉課
子ども発達相談事業	臨床心理士、保健師等により、発達に課題のある児童を養育する保護者からの相談を受ける。	子育て政策課
障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業	障がい児及び発達に課題のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行う障害児通園施設「つくしんぼ教室」を運営する。	子育て政策課
（仮称）おだわら子ども教育支援センター運営事業	発達面において支援を必要とする児童等が増加している本市の現状を捉え、発達支援を軸に、乳幼児期・学齢期及び青壮年期と各ライフステージごとに行っていた相談支援機能を集約して窓口を一元化することにより、切れ目のない総合的なサービスを提供するとともに、教育・保育現場における支援者スキルアップを図る。	子育て政策課
心身障害児福祉手当給付事業	心身に障がいをもつ児童の生活の向上と福祉の増進を図るため、保護者に対し手当を支給する。	障がい福祉課
育成医療給付事業（再掲）	障がいの程度の軽減又は障がいの除去を図るため医療が必要である児童に対し、手術、継続的治療に要する医療費の一部を負担する。	障がい福祉課
障がい児医療的ケア支援事業	医療的ケア児の日中活動の場を確保するため、放課後等デイサービス事業所が看護師を配置し医療的ケア児を受け入れた場合に、その人件費の一部を助成する。	障がい福祉課

障がい児ケア付き通学支援事業	医療的ケア児の通学のための車両に同乗させる看護師を確保し、通学時の医療的ケアを提供する事業者に対し、その人件費の一部を助成する。	障がい福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器支給事業	障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成する。	障がい福祉課
支援教育事業	様々な課題を持つ児童・生徒に適切な指導を行うため、個別支援員を配置するほか、医師や臨床心理士等を学校に派遣し、助言・指導を行う。	教育指導課
母子健康教育事業(再掲)	妊婦とその家族を対象に、安心して妊娠中の生活を送り、安全に出産が迎えられるようにママパパ学級を行う。乳幼児を持つ親等を対象に、子育て応援講座で育児に関する情報を提供し、親子教室で育児不安の軽減を図るための教室を実施する。	健康づくり課
妊婦健康診査事業(再掲) ★	妊娠中に 14 回まで妊婦健康診査費用の一部を助成する。	健康づくり課
乳幼児健康診査事業(再掲)	保健センターや指定医療機関において、4 か月児健康診査、8～9 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、2 歳児歯科健康診査、3 歳児健康診査と乳幼児事後検診を実施する。また、未就園等の 4 歳・5 歳児に尿検査を実施する。	健康づくり課

子育て世代包括支援センター(再掲)★	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに、保健師等専門職が相談などに対応し、妊娠期からの早期支援を行う。	健康づくり課
母子訪問指導事業(再掲) ★	妊婦や乳幼児を持つ家庭に保健師等が訪問を行い、発達の確認、妊娠や育児に関する保健指導や情報提供を行う。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)★	生後 4 か月までの乳児の家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、要支援家庭には適切なサービス提供につなげる。	健康づくり課
育児相談事業(再掲)	保健センター等での定例育児相談や、地区公民館等で出張による相談を行う。また、保健センターや子育て世代包括支援センターでは、電話や来所による相談を随時実施する。	健康づくり課
教育相談事業(再掲)	専門的な機関との緊密な連携により、組織的に教育相談を進める。	教育指導課